

府中市下水道事業経営戦略（案）

（令和8年度～令和17年度）

令和8年●月

東京都府中市

目次

1. はじめに	1
1-1 経営戦略改定の背景	1
1-2 経営戦略の位置づけ	2
1-3 計画期間	3
2. 事業概要と現状分析	4
2-1 府中市下水道事業の概要	4
2-1-1 施設の状況	4
2-1-2 普及状況	5
2-2 収益的収支	8
2-3 資本的収支	9
2-4 建設改良費の状況	10
2-5 維持管理費の状況	10
2-6 企業債償還金の状況	11
2-7 下水道使用料の状況	11
2-8 一般会計繰入金	12
2-9 経費回収率	12
2-10 下水道施設改築基金	13
2-11 経営指標による分析	14
2-11-1 経営指標の概要	14
2-11-2 指標の分析	15
3. 今後の課題	18
4. 経営の基本方針	20
4-1 府中市下水道の基本理念	20
4-2 基本方針と具体的な施策	20
5. 将来の事業環境	28
5-1 人口と水量の見通し	28
5-1-1 行政人口の見通し	28
5-1-2 有収水量の見通し	29
5-1-3 使用料収入	29
5-2 施設の見通し	30
5-2-1 施策の実施	30
5-2-2 事業費の見通し	31
5-3 執行体制の見通し	33
6. 投資・財政計画の策定	34
6-1 投資・財政計画の目的	34
6-2 投資・財政計画（現状維持）	34
6-2-1 収益的収支	34
6-2-2 資本的収支	35

6-2-3 経費回収率	35
6-2-4 企業債残高	36
6-2-5 一般会計繰入金	36
6-2-6 経営面における課題	37
6-3 投資・財政計画（収支改善）	38
6-3-1 収支改善策	38
6-3-2 収益的収支	39
6-3-3 資本的収支	39
6-3-4 経費回収率	40
6-3-5 企業債残高	40
6-3-6 一般会計繰入金	41
6-4 投資・財政計画に未反映の取り組み	44
7. 事後検証、改定等に関する事項	46
8. 経費回収率向上に向けたロードマップ	47
8-1 数値目標とロードマップ設定の経緯	47
8-2 数値目標の設定	47
8-3 経営健全化に向けたロードマップ	48

1. はじめに

1-1 経営戦略改定の背景

公営企業については、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、経営環境が厳しさを増しています。下水道は「公共用水域の保全」「公衆衛生の確保」「浸水の防除」といった、住民の生活に不可欠な役割を担っていることから、将来にわたって持続可能な事業運営を行うために、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が求められました。

本市では、令和2年度に「府中市下水道マスタープラン2020」を策定し、長期的な視点による安定的かつ有効的な整備方針及び経営方針を設定しました。この「府中市下水道マスタープラン2020」の方針・施策に基づき、同年に経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るため、「府中市下水道事業経営戦略（以下「本経営戦略」という。）」を策定しました。

本経営戦略は策定から5年が経過しており、その間、新型コロナウイルス感染症の拡大や急激な物価高騰等経営環境が大きく変化しました。このように変化する社会情勢に柔軟に対応し、安定した事業運営を継続するため、経営戦略の改定を行うものとなりました。

1-2 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は下水道事業の経営資源を構成する要素である「ヒト」、「モノ」、「カネ」の課題のうち「カネ」に関する取り組みの一つです。経営戦略は「ヒト」、「モノ」に関する取り組み及び計画と密接に関連しており、事業の進捗状況に伴い定期的な見直しが必要です。

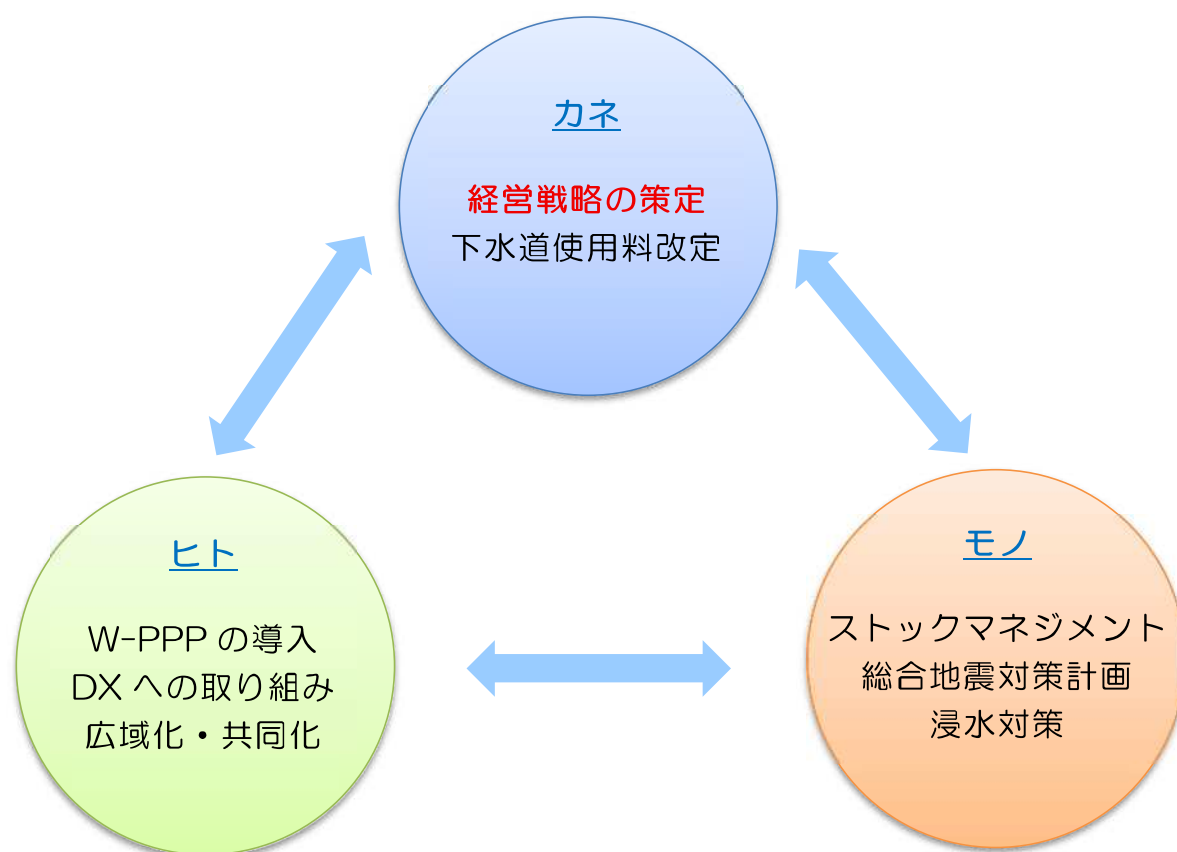


図 1-1 経営戦略の位置づけ

1-3 計画期間

経営戦略の計画期間は事業の特性、施設の老朽化状況、経営状況などを踏まえて10年以上の合理的な期間を設定するものとされており、将来推計は30～50年の中長期的な推計を行うことが推奨されています。

一方で、経営戦略の目標は現実的で達成可能な目標を設定することが望ましいとされています。長期的な計画は社会情勢の変化等を反映することが難しく、計画の妥当性・実現性が低下するリスクがあるため、本経営戦略では、既計画と同様に10年間の計画期間として設定します。

【経営戦略計画期間】

令和8年度～令和17年度（10年間）

2. 事業概要と現状分析

2-1 府中市下水道事業の概要

2-1-1 施設の状況

本市の下水道事業は昭和39年に事業認可を受け、整備を開始しました。

昭和50年代には管渠整備が最盛期を迎え、昭和59年度には普及率100%を達成するなど、早期に下水道事業を推進しており、令和5年度時点では、総延長766kmの管路施設と1箇所のポンプ場（押立ポンプ場）を本市が管理しています。

本市の下水道は、北多摩一号処理区と野川処理区の2つの処理区に分けられ、北多摩一号処理区では北多摩一号水再生センター、野川処理区では森ヶ崎水再生センターという流域下水道施設（東京都が管理）で下水を処理しています。

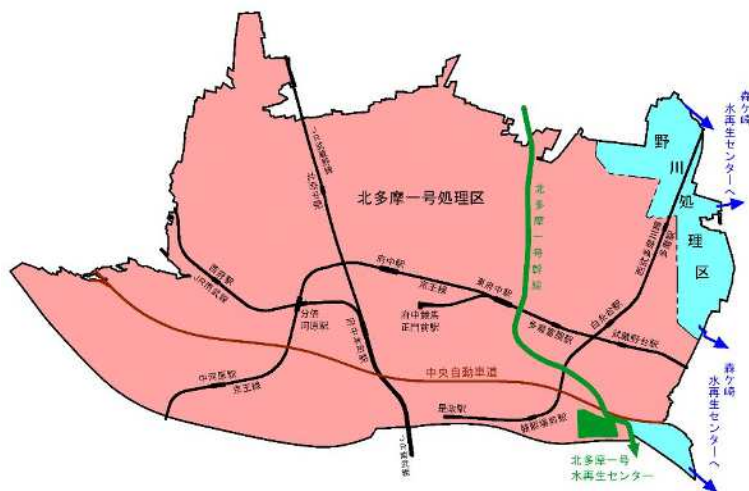


図 2-1 本市下水道処理区の概要

本市の管路施設は、大部分が汚水と雨水を一本の管路で排除する合流式下水道で整備されています。（汚水と雨水を別々の管路で排除する方法を分流式下水道といいます。）合流式下水道は1本の管路を整備すればよいため、早期かつ安価に整備が可能ですが、雨天時には汚水が混合した雨水が河川などの公共用水域に放流されるため、衛生等の観点からは問題があるものとされ、近年は合流式下水道による新規整備は認められていません。



図 2-2 合流区域と分流区域

2-1-2 普及状況

(1) 施設の状況

本市では、下水道事業の着実な整備により令和5年度末時点における管渠延長は、汚水管渠：108km、雨水管渠：112km、合流管渠：546kmの整備を実施しており、処理人口普及率100%を達成しています。また、令和2年4月より地方公営企業法を適用し、公営企業会計を導入することで経営状況の明確化を図りました。

表 2-1 施設の状況

項目	公共下水道事業	備考
事業着手年度	昭和39年度	
供用開始年度	昭和48年度	
処理区	北多摩一号処理区 野川処理区	
処理場	北多摩一号水再生センター 森ヶ崎水再生センター	
ポンプ場	1	
排水区	なし	
人口・面積		
行政人口	259,941 (人)	
全体計画人口	251,700 (人)	
処理区域内人口	259,941 (人)	
水洗化人口	259,901 (人)	
全体計画面積	2,725 (ha)	
現在処理区域面積	259,941 (ha)	
処理区域内人口密度	1,732.9 (人/ha)	
処理人口普及率	100.0 (%)	
事業費累計	91,887,585 (千円)	
管渠費累計	91,562,543 (千円)	
ポンプ場費累計	325,042 (千円)	
処理場費累計	0 (千円)	
その他累計	0 (千円)	
管渠延長	766 (km)	
汚水管渠	108 (km)	
雨水管渠	112 (km)	都市下水路含む
合流管渠	546 (km)	
地方公営企業法の適用	令和2年4月より適用	財務規程等一部適用

※令和5年度末時点

(2) 人口

本市では、市内の下水道整備は完了しており、行政人口と水洗化人口は概ね同値となっています。行政人口及び水洗化人口は、令和2年度までは増加傾向でしたが、令和3年度以降は緩やかに傾向にあり、令和5年度では約26万人となっています。

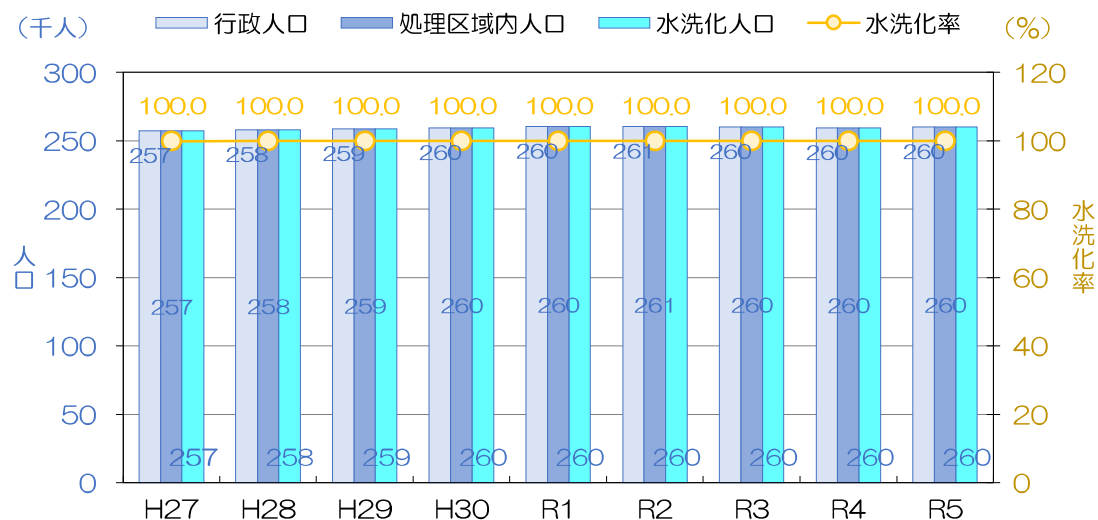


図 2-3 人口の動向

(3) 水量

有収水量と処理水量は緩やかに減少傾向にあり、令和5年度の有収水量は約278万 m^3 となっています。また、汚水処理水量に対する有収水量の割合を示す有収率は100%であり、効率的な汚水処理を行っています。

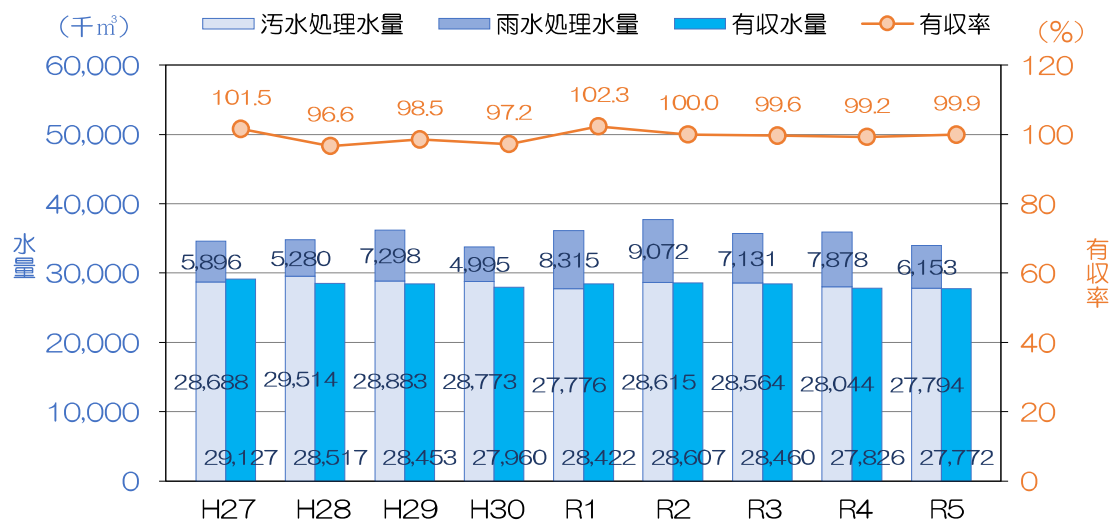


図 2-4 水量の動向

(4) 職員数

下水道事業に従事する職員数は令和7年4月現在で15名となっており、横ばい傾向にあります。

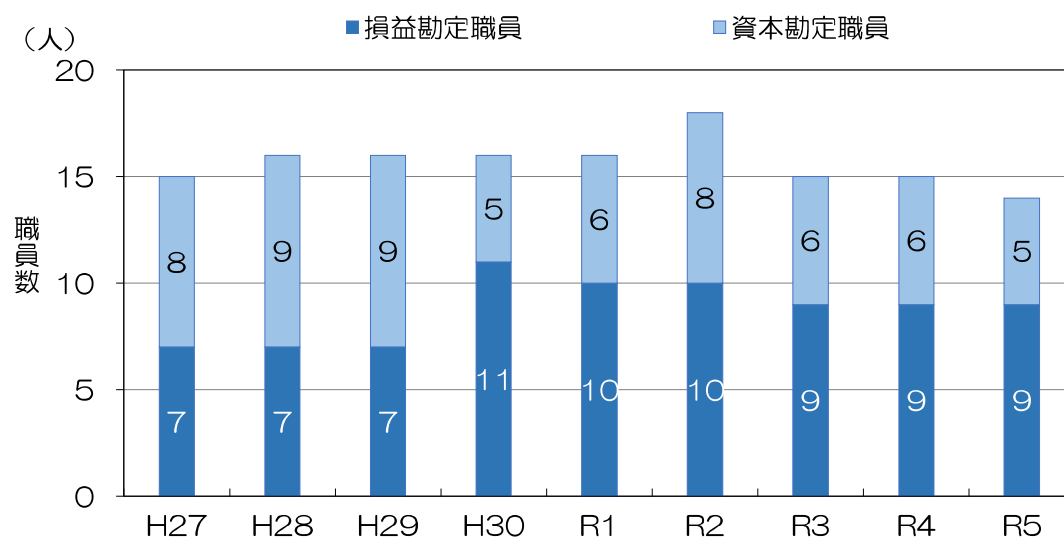
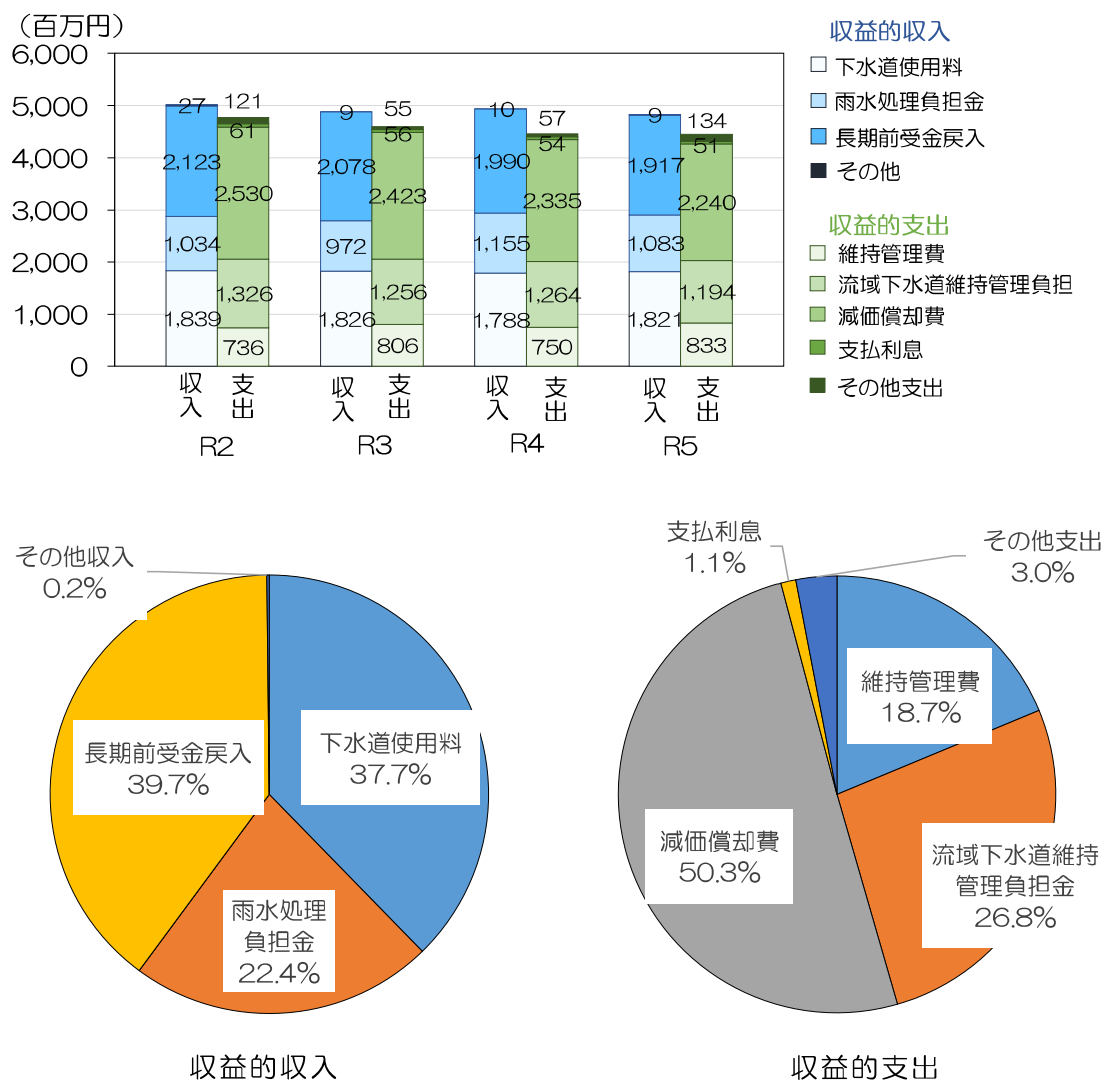


図 2-5 職員数の動向

2-2 収益的収支

収益的収入は毎年約50億円、収益的支出は約45億円であり、毎年5億円程度の純利益が発生している。収益的収入の構成比は下水道使用料は約38%、雨水処理負担金が約22%、長期前受金戻入が約40%を占めています。収益的支出は維持管理費が約19%、流域下水道維持管理負担金が約27%、減価償却費が50%を占めており、支出の半分を資本費が占めています。

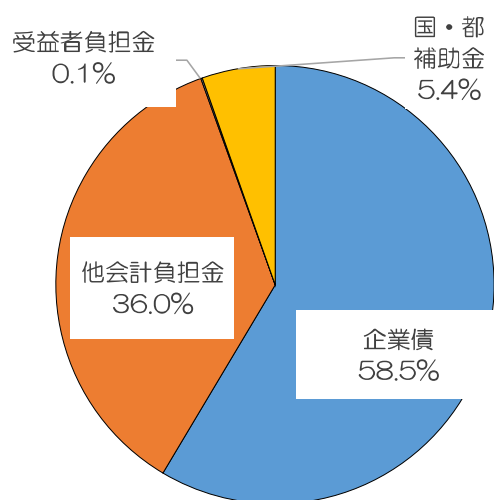
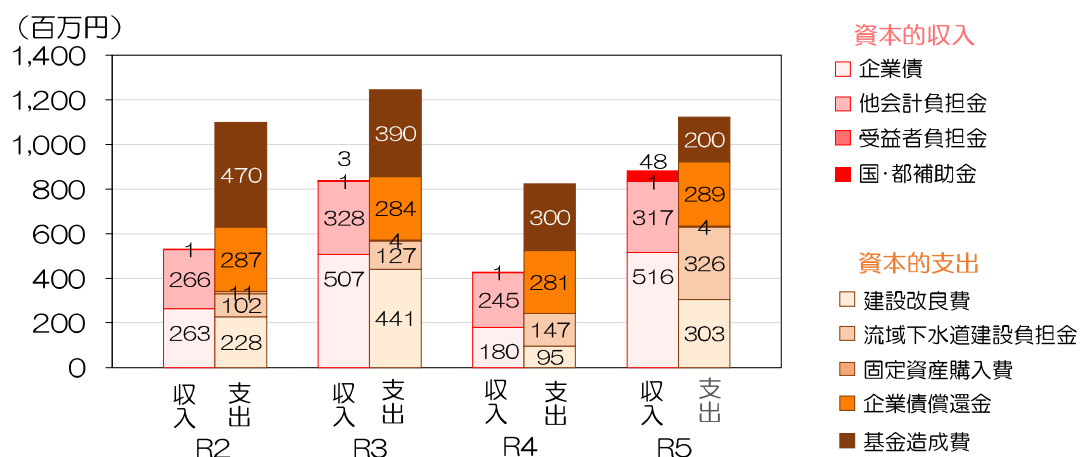


※円グラフは令和5年度値

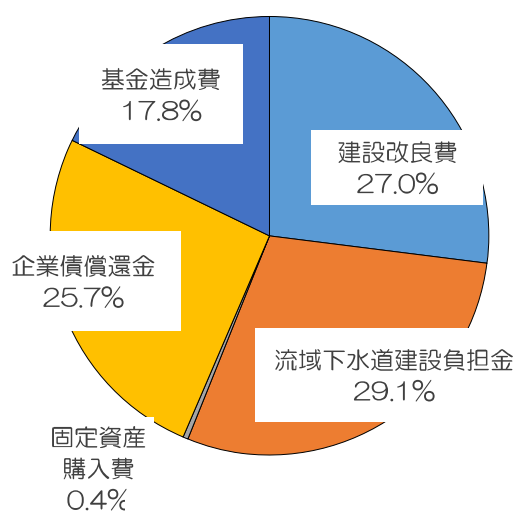
図 2-6 収益的収支の動向

2-3 資本的収支

資本的収入は約4億円から8億円、資本的支出は約8億円から12億円で推移しています。資本的収支は年度によって実施する工事変動があるため、年度によってバラツキが生じています。資本的収入の構成比は企業債が約60%と大きな割合を占めています。資本的支出は建設改良費及び流域下水道建設負担金で約50%を占めています。また、本市では将来の改築事業費に備えて基金造成費を積み立てています。



資本的収入



資本的支出

※円グラフは令和5年度値

図 2-7 資本的収支の動向

2-4 建設改良費の状況

建設事業は年度によって変動がありますが、令和5年度では総額で約7億円となっています。建設改良費は老朽化対策や地震対策工事、流域下水道建設負担金が主な支出になります。

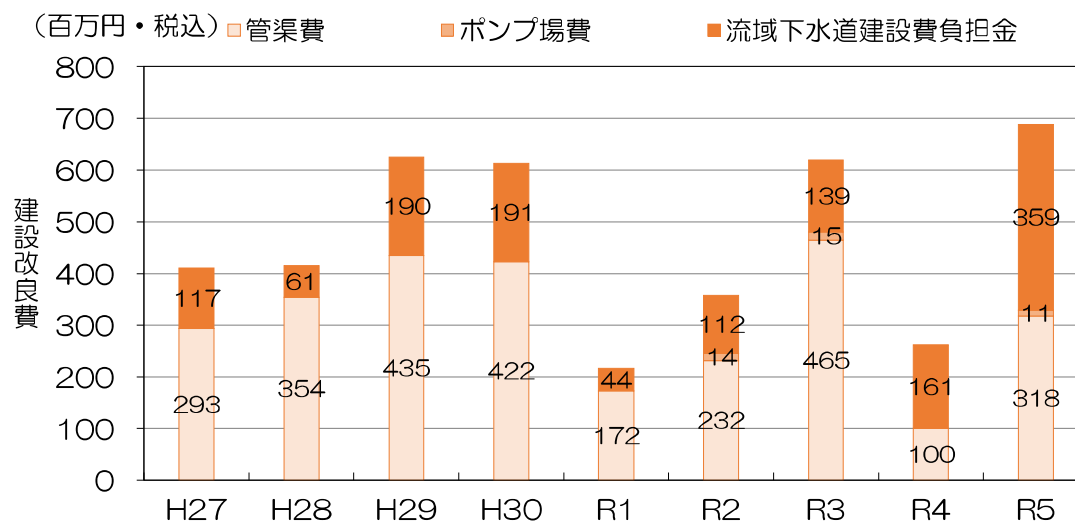


図 2-8 建設改良費の動向

2-5 維持管理費の状況

本市の維持管理費は概ね横ばいで推移し、令和5年度では約20億円となっています。内訳としては、全体の約58%にあたる約12億円を流域下水道維持管理負担金が占めています。

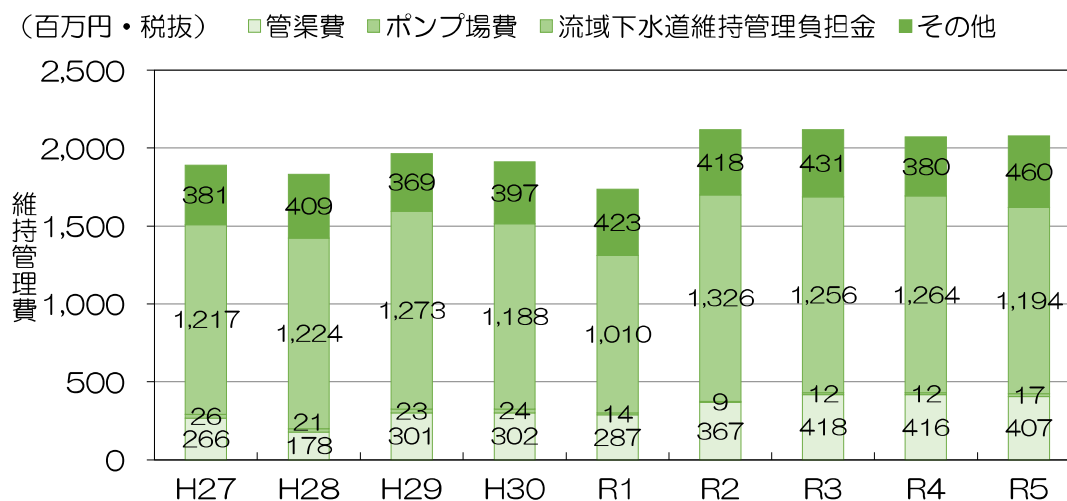


図 2-9 維持管理費の動向

2-6 企業債償還金の状況

企業債は償還額が減少しているものの借入額は変動していることもあり、企業債残高の近年の動向としては横ばいもしくは増加傾向がみられ、令和5年度では約48億円となっています。

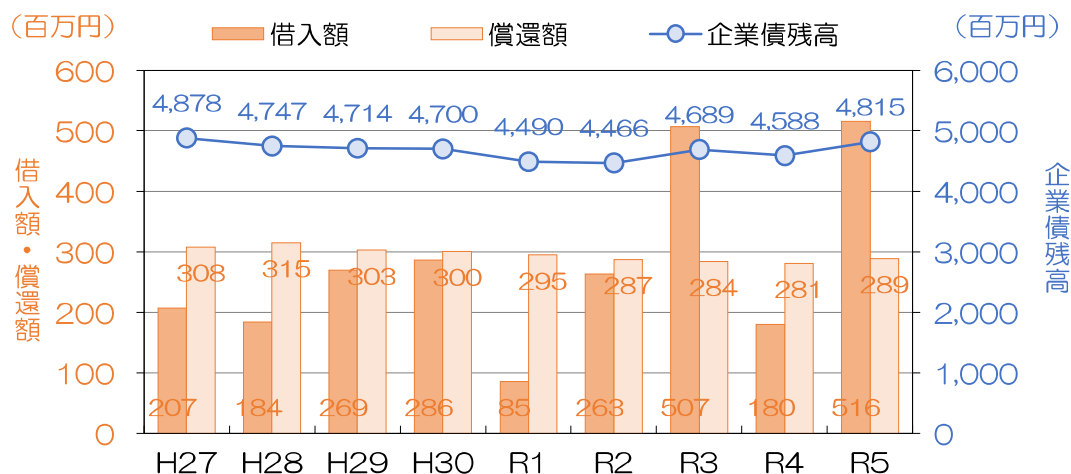


図 2-10 企業債の動向

2-7 下水道使用料の状況

本市の下水道使用料は、緩やかに減少しており、令和5年度では約18億円となっています。また、使用料単価は令和5年度で66円/㎡と全国的にも安価な水準です。

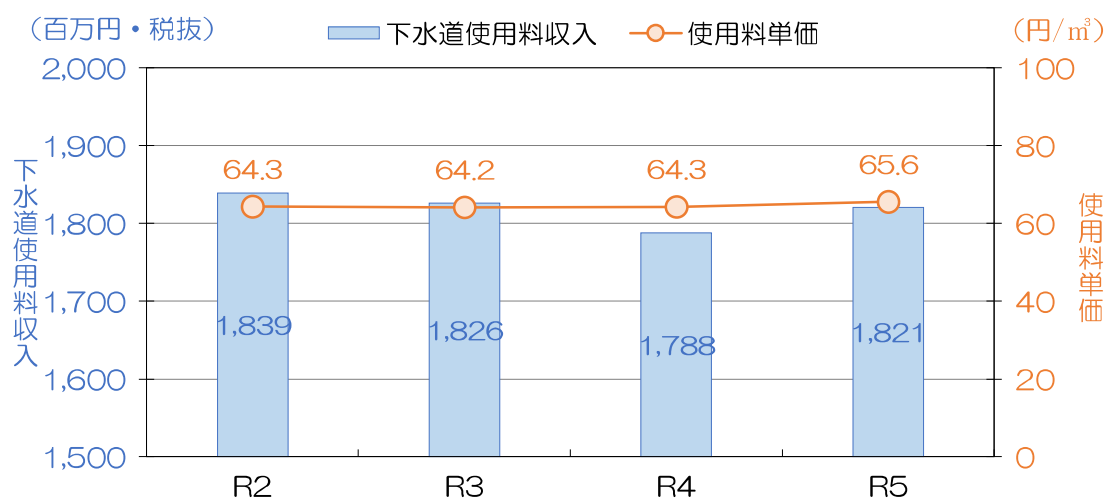


図 2-11 使用料収入

2-8 一般会計繰入金

本市の一般会計繰入金については、財政部局との取り決めにより、15億円を上限としながら、各年度予算編成時に協議を行い、一般会計繰入金の金額を決定しています。

毎年度13億円から14億円で推移しており、令和5年度では14億円となっています。また、繰入額の大部分は基準内繰入金が占めています。

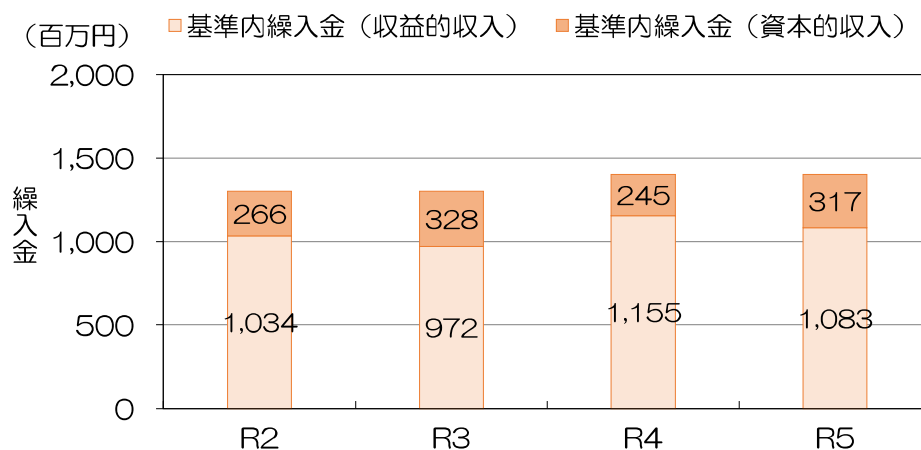


図 2-12 一般会計繰入金

2-9 経費回収率

汚水処理費がどの程度使用料収入で賄われているかを示すのが経費回収率であり、100%を上回ることが目標となります。

汚水処理費に対する使用料収入が占める割合を示す経費回収率は、緩やかに減少しており、令和5年度には106.3%となっています。

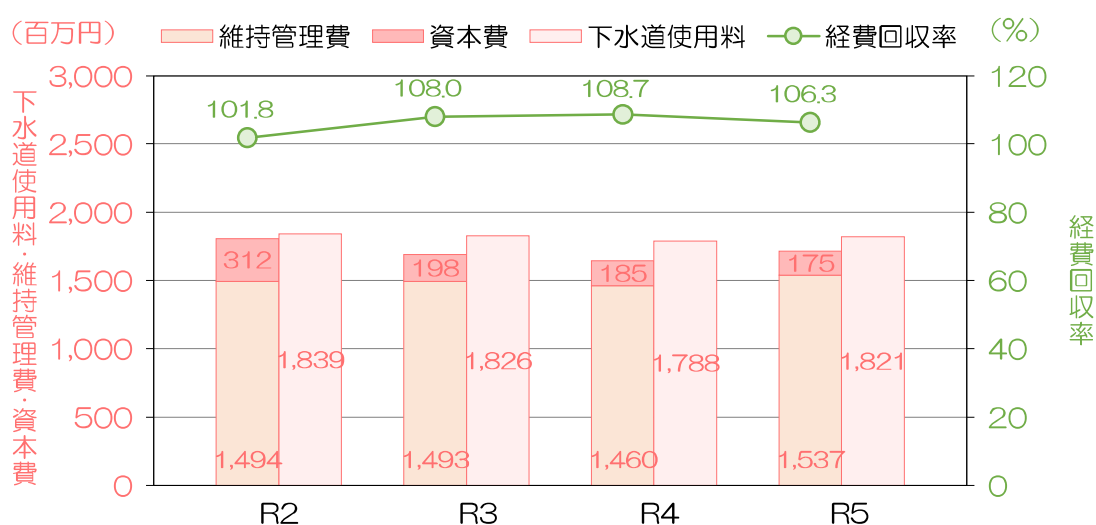


図 2-13 経費回収率

2-10 下水道施設改築基金

本市では、平成17年度より将来の改築等建設改良に充当するための財源として、「府中市下水道施設改築基金（以下「基金」という）」を積み立てています。

また、令和2年度から公営企業会計を採用したことで当年度に発生した利益を「建設改良積立金（以下「積立金」という）」として積み立てることが可能となりました。

令和5年度時点では、両方を合わせた残高は約108億円となっています。

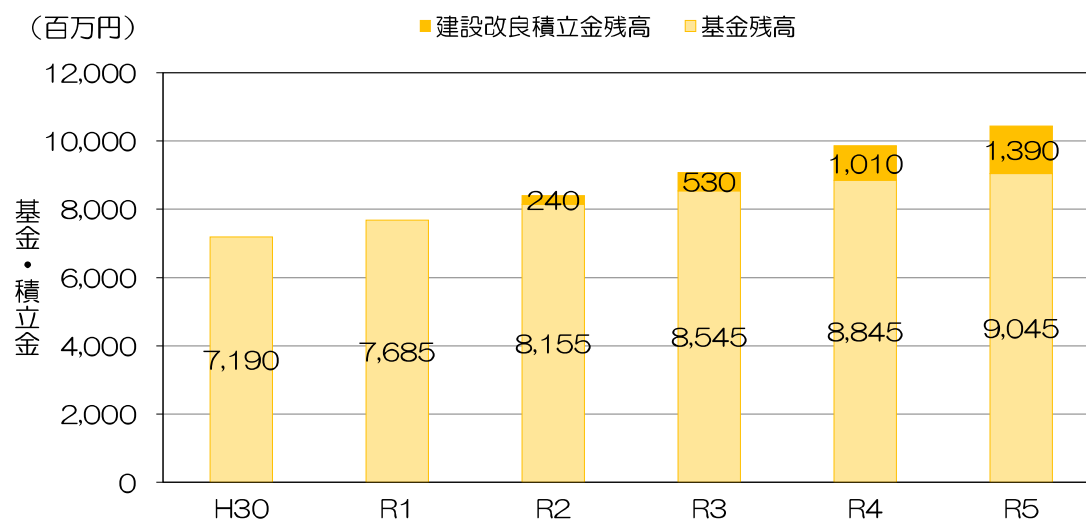


図 2-14 基金造成費

2-1 1 経営指標による分析

2-1 1-1 経営指標の概要

本市の経営状況を把握するために経営指標による分析を行います。分析は各指標において同規模自治体平均や全国平均と比較を行い、本市の動向・水準を確認・評価します。

なお、ここでいう同規模都市とは、処理区域内人口や有収水量密度、供用開始年度等によって区分された自治体のうち同一の区分に属している自治体のことであり、都内自治体では立川市、昭島市、町田市、小平市、日野市、東村山市、東久留米市が該当します。

分析する指標は次のとおりです。

【経営指標】

(1) 経営の健全性・効率性

- (ア) 経常収支比率
- (イ) 累積欠損金比率
- (ウ) 流動比率
- (エ) 企業債残高対事業規模比率
- (オ) 汚水処理原価
- (カ) 経費回収率
- (キ) 水洗化率率

(2) 老朽化の状況

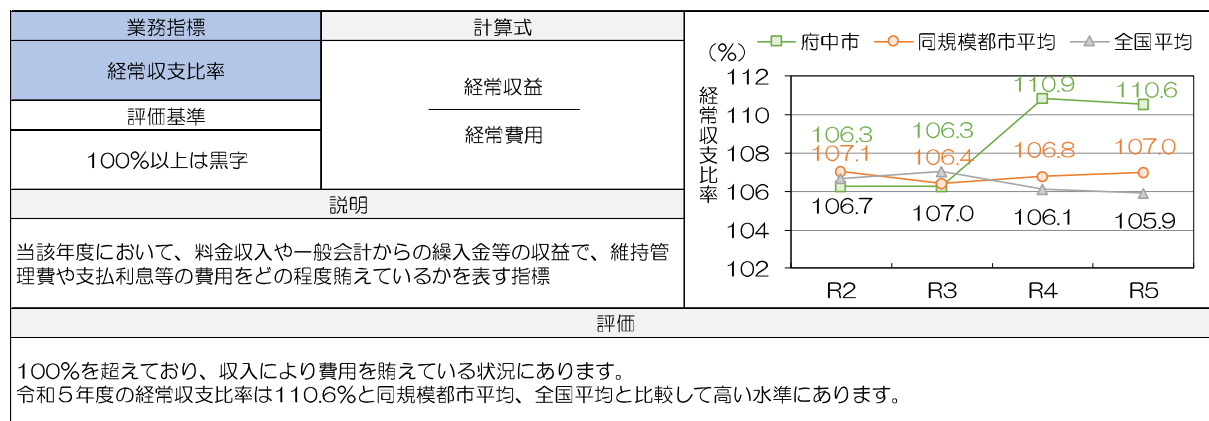
- (ア) 有形固定資産減価償却率
- (イ) 管渠老朽化率
- (ウ) 管渠改善率

2-1 1-2 指標の分析

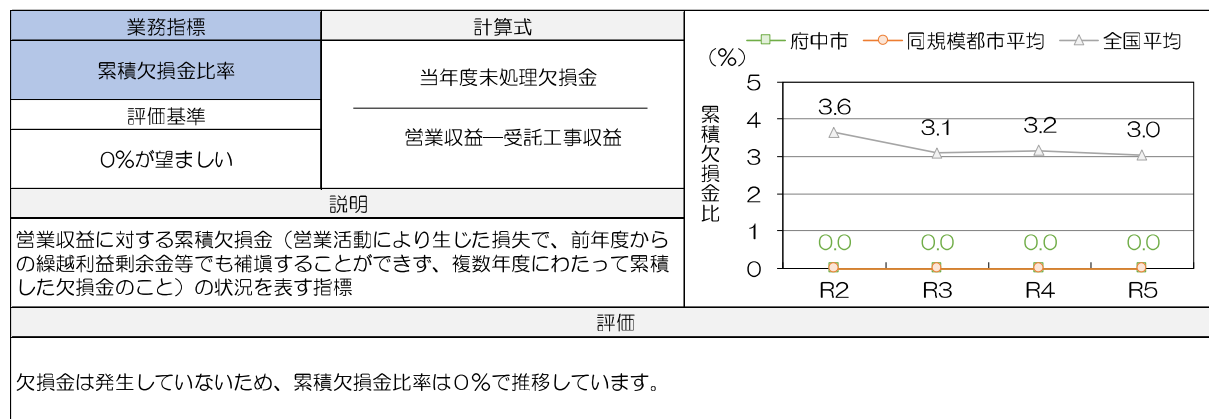
(1) 経営の健全性・効率性

経営の健全性・効率性に関する指標について同規模自治体平均及び全国平均との比較結果を次に示します。

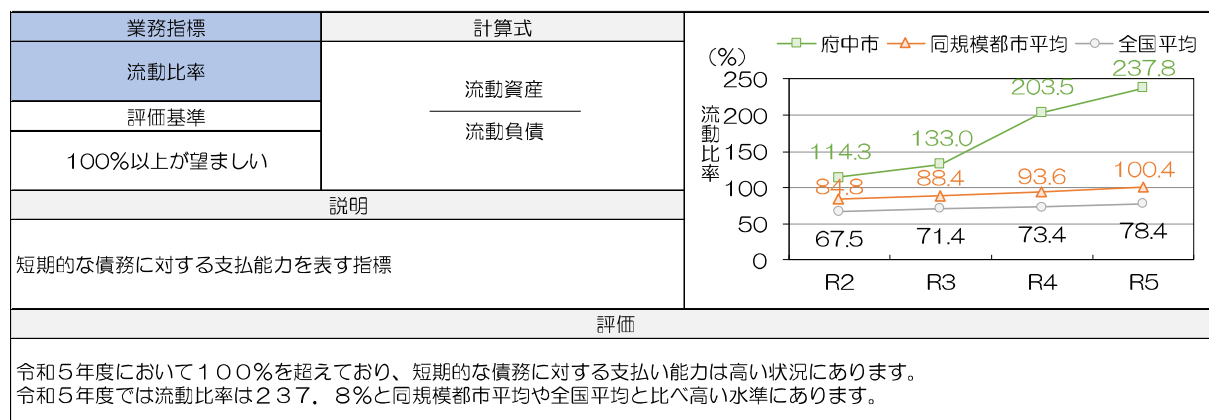
(ア) 経常収支比率



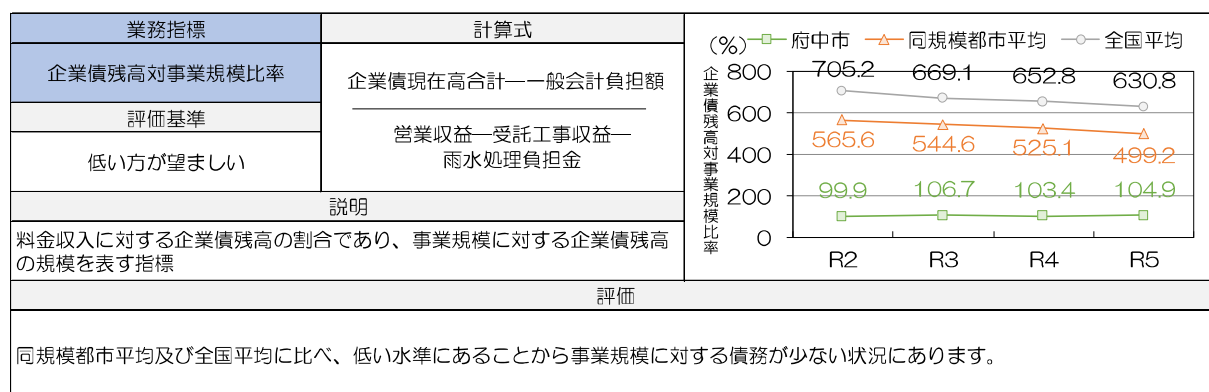
(イ) 累積欠損金比率



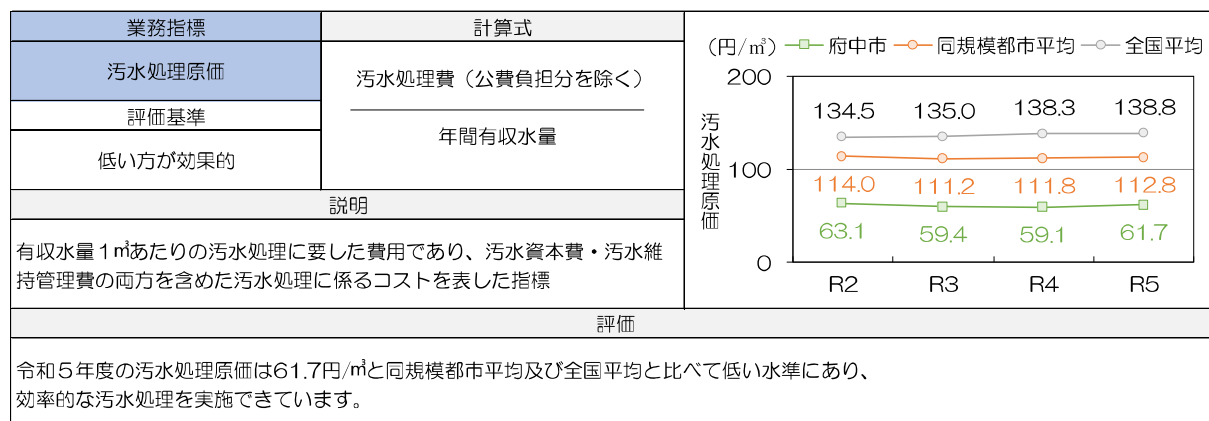
(ウ) 流動比率



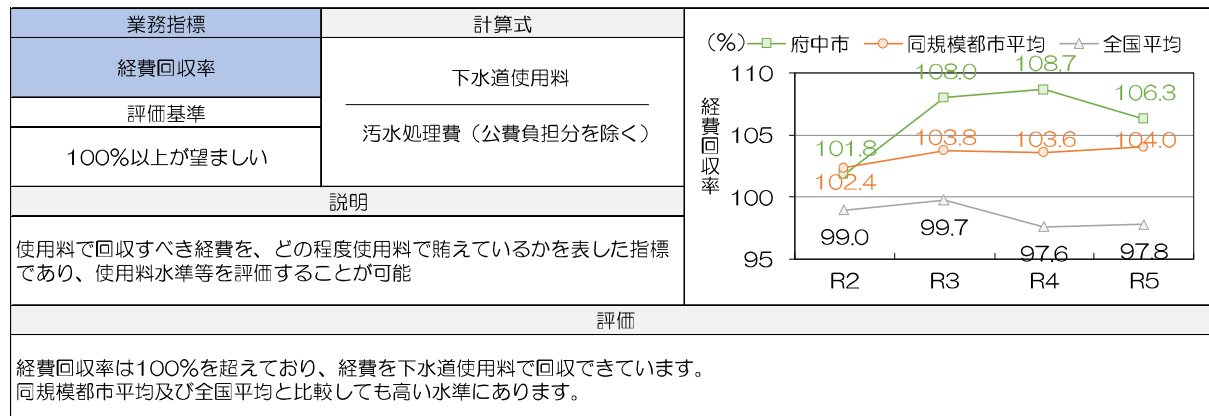
(工) 企業債残高対事業規模比率



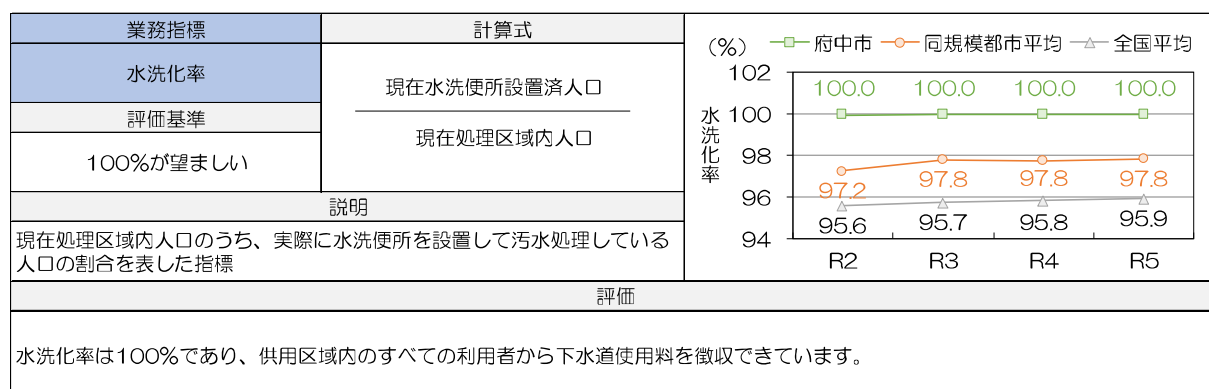
(才) 汚水処理原価



(力) 経費回収率



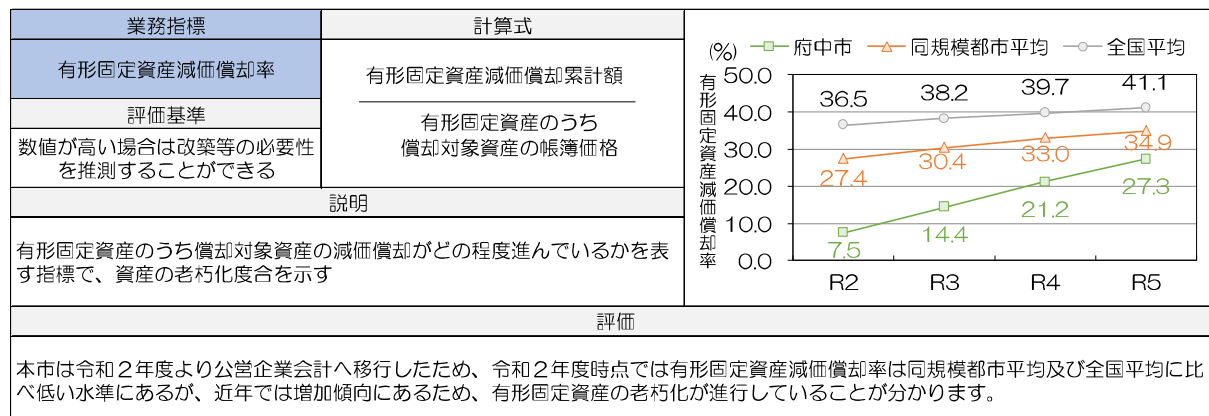
(キ) 水洗化率



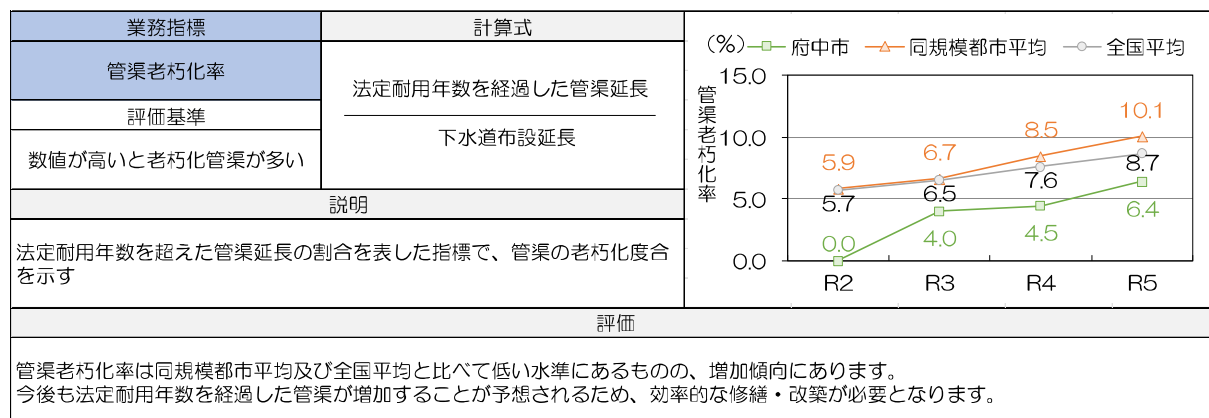
(2) 老朽化の状況

施設の老朽化に関する指標について同規模自治体平均及び全国平均との比較結果を次に示します。

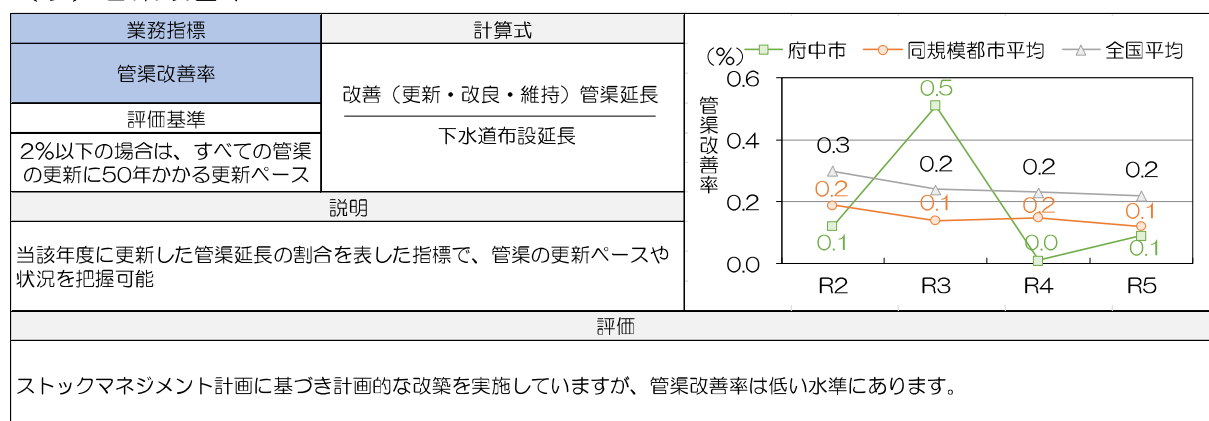
(ア) 有形固定資産減価償却率



(イ) 管渠老朽化率



(ウ) 管渠改善率



3. 今後の課題

これまでの検討内容から、本市下水道事業の経営課題として次の事項が挙げられます。

●人口・水量の減少への対応

本市の人口は現在、横ばいもしくは増加傾向にあります。「府中市第7次総合計画」の人口予測によれば、令和12年度までは人口が増加する見通しですが、その後は減少傾向に転じると予測されています。

下水道使用料の対象となる有収水量は人口に比例するため、将来的には使用料収入の減少が見込まれます。このため、収入の減少に対応するための対策や、収入増加に向けた取り組みが重要な課題となっています。

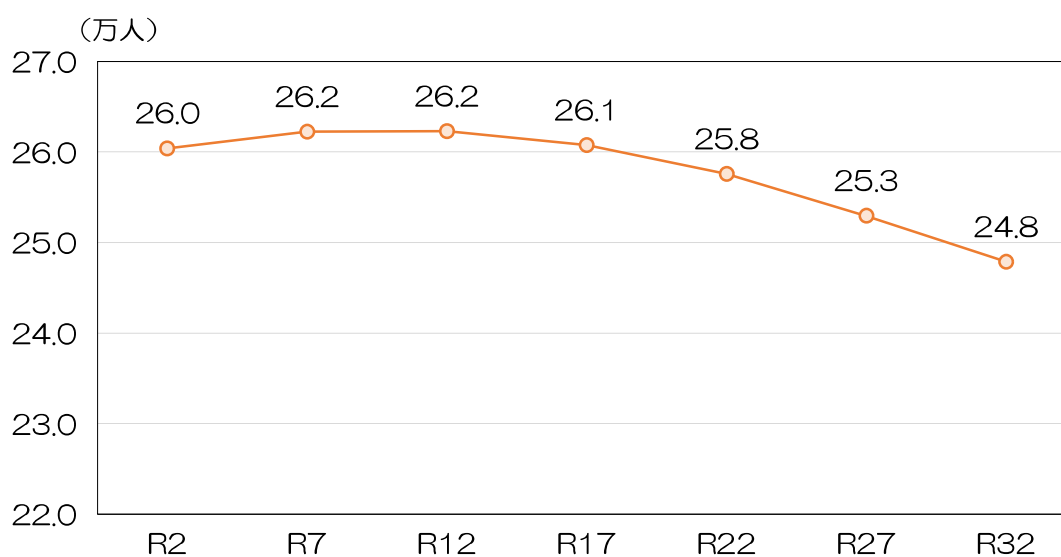


図 3-1 行政人口の見通し

●下水道の機能維持の必要性

本市の下水道事業は、昭和39年に建設事業を開始して以来、50年以上が経過しています。下水道管路施設の法定耐用年数は50年とされているため、今後は老朽化した施設が増加することが予測されます。

また、下水道施設は住民の生活に欠かせない重要なインフラであり、地震や大規模降雨による浸水被害などの災害が発生した場合でも、その機能を確保することが求められます。そのため、老朽化対策や災害に強い施設の構築など、持続可能な下水道施設を維持するための取り組みを進めていくことが必要です。

●維持管理等のコスト増への対応

近年の物価および労務単価などの急激な上昇により、本市における管渠費やポンプ場費などの維持管理費が増加しています。また、今後は流域下水道維持管理負担金の増加も見込まれています。流域下水道は、これまで維持管理コストの削減やこれまでの利益剰余金を活用するなど企業努力により維持管理負担金単価の見直しを先送りしていましたが、近年では経営状況は赤字基調となっています。このような状況を鑑み、流域下水道では安定した事業運営に向け、物価上昇に対応するため維持管理負担金単価の見直しを検討しています。維持管理負担金単価の改定により本市下水道事業では、更なる費用増加が懸念されています。

こうした状況の中で、下水道事業の健全な経営を維持していくためには、増加するコストへの対策が求められます。効率的な維持管理の推進や費用削減の取り組み、収入増加策の検討など、持続可能な経営基盤を確立するための具体的な対応が必要です。

●執行体制の確保

全国の下水道事業は、近年の人口減少に伴い職員数が減少傾向にある一方で、老朽化対策や災害対策、下水汚泥の有効活用、脱炭素など、実施すべき施策が多く存在しています。本市の下水道事業においても同様の傾向が見られ、建設事業のピークである昭和50年代では約50名の職員が在籍していましたが、建設から維持管理の時代への移行に伴い、職員は減少し令和7年4月現在の職員数は15名となっています。

一方で、老朽化施設への対応や災害対策など、住民の生活を支えるために実施すべき施策は多岐にわたっており、今後もこれらの課題に対応しながら事業を継続していく必要があります。そのため、限られた人員の中で効率的かつ効果的に事業を推進するための執行体制の強化が求められます。職員のスキル向上やDXの推進による業務の効率化、官民連携など、持続可能な運営体制の構築が重要な課題となっています。

4. 経営の基本方針

4-1 府中市下水道の基本理念

本市では、令和2年4月に策定した下水道マスタープランにおいて、施設の老朽化や地震・浸水などが頻発し、災害や環境に対するリスクが高まっていることを踏まえて、市民の重要な財産である下水道をこれからも持続して運営していくために、本市下水道が目指すものとして、次のことを挙げています。

- ・安全で安心なまちづくりを進めること
- ・災害に強いまちづくりを進めること
- ・自然環境に配慮すること
- ・市民との協働を進めること
- ・これからも50年、100年と安心して下水道を使い続けられること

これらを勘案し、本市下水道が目指す姿としての基本理念を掲げています。

【府中市下水道の基本理念】

“暮らしと歩む 下水道 これまでも これからも”

府中市の下水道は、まちづくりと連携し、安全・安心で、快適なまちを未来につないでいきます。

4-2 基本方針と具体的な施策

本市の下水道は、基本理念を踏まえ、「Ⅰ 安全で安心なまちづくりに向けて」、「Ⅱ 良好な環境づくりに向けて」、「Ⅲ 未来へつなぐ下水道経営に向けて」の3つの基本方針を掲げます。

府中市下水道の基本方針

Ⅰ 安全で安心なまちづくりに向けて

- 1 老朽化施設の改築更新
- 2 震災時にも機能を維持するための地震対策
- 3 雨水排水機能の維持管理

Ⅱ 良好な環境づくりに向けて

- 1 合流式下水道の改善
- 2 広域的な視点による汚水処理

Ⅲ 未来へつなぐ下水道経営に向けて

- 1 下水道の財政見通しと経営基盤強化
- 2 未来に向けた下水道の適正管理
- 3 市民との協働

I 安全で安心なまちづくりに向けて

(1) 老朽化施設の改築更新

●主な施策

1) 計画的点検・調査の実施

事故発生危険度（老朽度や管種など）と事故影響度（軌道下・緊急輸送路など）を考慮し対策優先度の高い地区、重要な幹線等から順次、管路の詳細調査を実施し、その状態に応じた計画的維持管理・改築を実施します。

点検・調査を実施する際には、新技術を積極的に導入することにより、業務の効率化を図るとともに、点検・調査で得られた下水道施設の劣化状況、修繕内容等の情報はデータベース化し、今後の点検・調査計画、修繕・改築計画に反映させる維持管理情報を起点としたマネジメントサイクルを確立します。

2) 計画的修繕・改築の実施

計画的な点検・調査結果から、修繕・改築の必要性や優先順位等の基本方針、改築方法・時期・費用等の実施計画を取りまとめた下水道ストックマネジメント計画に基づき、管路施設やポンプ施設等の修繕・改築を実施することで、施設全体のライフサイクルコストの低減や事業量・事業費の平準化を図ります。

(2) 震災時にも機能を維持できるための地震対策

●主な施策

1) 上下水道耐震化計画の策定

本市では、下水道施設の被災危険度と被災した場合の影響度を考慮し、施設の対策優先度を設定し、『防災（施設の耐震化）』『減災（被害の最小化）』『被災後の業務継続性確保（BCP）』の3つの視点で策定した「下水道総合地震対策計画」について策定しています。「下水道総合地震対策計画」は平成23年度に第Ⅰ期計画を策定し、平成28年度に第Ⅱ期計画、令和2年度に第Ⅲ期計画を策定しました。

近年では災害時においても従前どおりの水の利用を可能とするために、水道と下水道の両方の機能を確保することの重要性が高まっています。そのため、本市では上下水道一体で耐震化を推進する「上下水道耐震化計画」と実施計画の策定を推進します。

2) 上下水道施設の耐震化（重要施設）

令和6年に発生した能登半島地震では、浄水場や下水処理場及びそれらに直結した管きょ等が被災することにより、被害が広範囲に及ぶとともに長期化しました。災害に強く持続可能な上下水道システムを構築するため、急所施設や避難所等に接続する上下水道管路等について、優先的に対策を実施します。

3) 改築事業と連携した耐震事業の実施

改築時には、耐震性能を有する更生工法の採用やマンホール浮上防止対策の実施など、地震対策と併せた効率的な改築を実施します。

4) 危機管理体制の充実・強化

被災時の被害の最小化、最低限の処理機能の確保と応急復旧を図るため、市内の事業者団体や広域的な関係団体との間で、「災害時維持修繕協定」を締結して、危機管理体制を整えています。また、「府中市下水道 BCP」を策定し、災害時における下水道業務の継続性を確保するよう努めます。

(3) 雨水排水機能の維持管理

●主な施策

1) 都市下水路の修繕・改築事業

標準耐用年数を迎える第一～第四都市下水路に対し、施設の劣化状況を的確に把握したうえで、計画的に修繕・改築を実施します。

また、雨天時の流水状況を適宜把握することで、雨水排除機能を確保します。

2) 土砂などの汚泥深調査

都市下水路や下水道管きょは、雨水に混じり土砂等が流入します。流入した土砂は、内部に堆積し流下機能を阻害します。そのため、定期的に都市下水路や下水道管きょの内部を調査し、土砂堆積等がある箇所については清掃する等の適切な維持管理を行うことで、雨水の排除機能を維持します。

3) 浸透施設の設置

都市下水路や下水道管きょに流入する雨水の量を低減することで、浸水対策に寄与するために、市民や開発事業者等※と連携を図りながら、浸透施設の設置を推進していきます。

※都市計画法第 29 条に基づく開発行為及び府中市地域まちづくり条例に該当する開発事業者等が対象。

4) 内水浸水想定区域図の作成

気候変動の影響による局地的な短時間降雨や台風などの大雨により、浸水の危険性がある地域を整理した内水浸水想定区域図を作成し、市民の安全を確保するための情報を発信します。

Ⅱ 良好な環境づくりに向けて

（１）合流式下水道の改善

●主な施策

１）貯留施設の維持管理

野川処理区において雨天時に未処理で公共用水域に放流される汚濁負荷量を減らすため、下水の一部を一時的にためておき、晴天時に処理場へ送水するための貯留施設について適切な維持管理を実施します。

２）浸透施設の維持管理

下水道管きょに流入する雨水の量を減らすために、合流式下水道緊急改善計画に基づき設置した浸透施設について適切に維持管理を実施するとともに、引き続き浸透施設の設置について、市民や開発事業者等に協力をお願いしていきます。

３）モニタリングの実施

これまでに行ってきた合流改善対策や今後実施する対策による効果を把握するため、雨水吐で年１回の水質調査を実施します。

（２）広域的な視点による汚水処理

●主な施策

１）下水道関連計画の見直し

都の汚水処理の方針が変更され、本市内で発生する汚水の処理先が変更となります。

汚水の送水先を変更することは、本市の下水道計画を抜本的に見直すことであるため、汚水処理に関する基本方針を定めた全体計画をはじめとする、各種計画の見直しに着手します。

２）野川処理区の整備

調布基地跡地の土地利用計画では、野川処理区における下水道処理施設の整備が位置づけられています。現時点では整備方針は未定ですが、方針が決定され次第、それに基づいて整備を進めます。

Ⅲ 未来へつなぐ下水道経営に向けて

(1) 経営基盤強化

●主な施策

1) コスト縮減への取組

管きょの老朽化対策や地震対策等の建設事業は、緊急性や重要度、劣化状況及びライフサイクルコスト等を考慮し、必要度の高いものから重点的に実施することにより、事業量や事業費の抑制に努めるとともに、新技術を積極的に取り入れ、より効率的・効果的な建設・改築方式の採用に努めます。

維持管理については、過去の調査や補修履歴等のデータを活用した予防保全的維持管理により効率化を図り、維持管理費の増大を予防していきます。

また、取付管の設置工事では道路事業と共同で実施することで、事務手続き及び工事の効率化を図り、コスト縮減や工期短縮を図ります。

2) 収入確保への取組

今後は人口減少と節水型社会の進行等に伴い、使用料収入は減少する見通しであり、その結果、将来的に資金不足が生じる予想となっています。

下水道事業を運営していくための資金を確保し、汚水私費・雨水公費の原則のもと、適正な費用負担を求めていく観点から、定期的に下水道使用料の在り方を検証し、その検証結果に基づき、必要に応じて、下水道使用料の改定を行う方針です。

そのほか、下水道事業が管理する基金や内部留保資金等については、適正に管理・運用し、利息収入等を確保する等の取り組みを行います。

マンションやビルなどの建設工事に伴う地下からの湧水についても、公共下水道に排出する際に使用料収入を徴収し、収入を確保します。

また、下水道使用料などの徴収漏れが生じないように、委託先との連携を図ります。

3) 資産の有効活用

下水道資産は、下水道管きょ約 766 km、公共下水道用地約 1 万 9000 m²を有しています。既に、下水道管きょ内などに通信線の占用を認めており、占用料を徴収していますが、今後も積極的に他企業に開放することにより財源の確保に努めます。

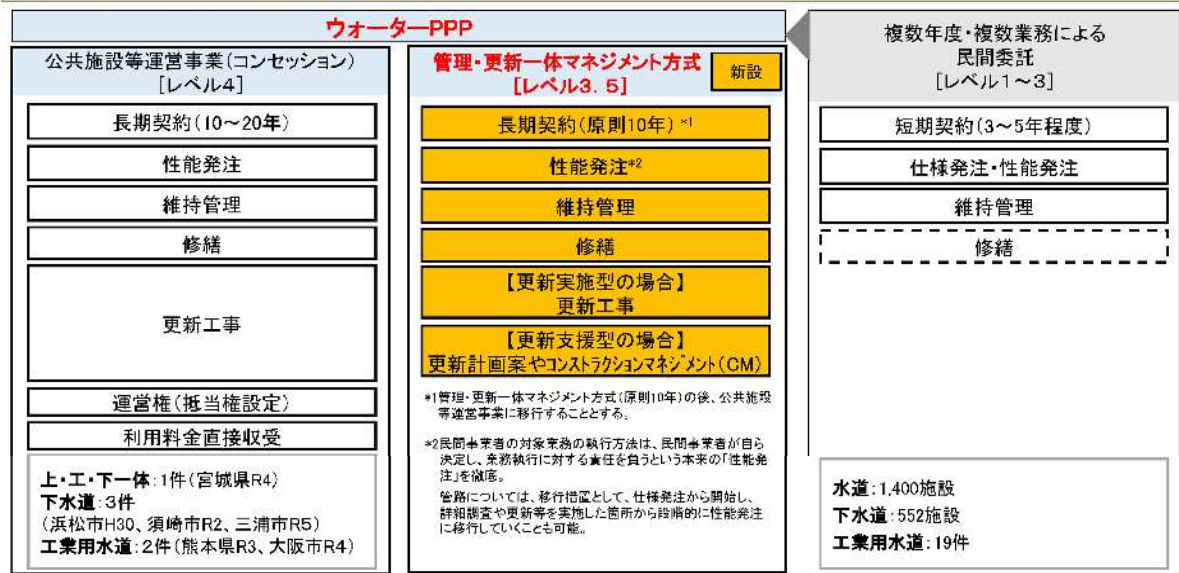
また、本市では開発に伴う新設管を布設していますが、劣化が進行し機能していない管渠やほとんど使用されていない管渠などは撤去する等、資産を適切に管理し維持管理費の削減を図っています。

4) 官民連携事業の推進

全国的に職員の減少、老朽化施設の増加、使用料収入の減少が進むことが予測されています。管理・更新一体的マネジメント方式である「ウォーターPPP」の導入を検討し、事業の効率化を図ります。

ウォーターPPPの概要

- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。
 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]
- ①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア
- 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。
- 地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。
- 関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。



出典：内閣府資料（PPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年改定版）の概要）

5) 組織体制の見直し

今後、老朽化対策等が本格化するのに対応するために、遅滞なき事業の推進が図れるように、適正な規模の職員数を確保するとともに、他部署や民間企業とも連携することで、組織運営の効率化を図ります。

また、技術面においては、事業の全盛期に最前線で活躍していた技術職員が退職し、豊富な知識や経験を有する職員が少なくなっていく中、安定した下水道事業を発展していくために必要な人材育成・技術継承に努めます。

6) 広域化・共同化・最適化への取組

平成 27 年 5 月に改正された下水道法では複数の下水道管理者が広域的な連携について協議する場として協議会制度が創設され、平成 30 年 1 月には、国から各都道府県に対し、速やかに管内の市町村等と共に検討体制を構築し、「広域化・共同化計画」を策定するように要請があったところです。

このような中で、令和 4 年に「東京都の汚水処理に関する広域化・共同化計画」が作成され、本市の下水道事業の広域化・共同化に関する取組方針について検討しました。

本計画に基づき各種システムの共同運用、水質検査の共同実施、情報交換会の開催等を行い、事業の効率化、執行体制の強化を図ります。

(2) 未来に向けた下水道の適正管理

●主な施策

1) 巡回・点検による予防保全

適正なサイクルを踏まえた定期的な巡回・点検により、施設の異常や劣化状況を把握し、道路陥没等の事故や故障による機能不全を未然に防ぎます。

2) 緊急修繕への対応

ラード等による管きよの閉塞や、押立ポンプ場の機器不良による一時的な下水道機能の停止が発生した場合等、不測の事態が発生した場合に緊急的な修繕を実施することで速やかな下水道機能の回復に努めます。

3) 維持管理情報の一括管理

管内点検・調査結果や、事故発生履歴など、管路施設の状態把握や劣化度想定（健全度判定）に有用な情報を下水道台帳等と一元管理し、維持管理の効率化を改築事業などへの有効活用を図っていきます。

4) 他部署などとの連携

取付管の設置工事では、道路事業と共同で行うことで事務手続き及び工事の効率化を図り、コスト縮減を図ります。

（３）市民との協働

１）「見える下水道」の推進

①広報機能及び情報公開の充実

市民に分かりやすい情報を提供し、下水道を身近に感じ、より理解を深めることができるように、市のホームページや広報誌への下水道関連情報の充実を図ります。

②インターネットによる情報提供の推進

市民や関係者の方々が、インターネットを通じて、情報をいつでも入手できるように、インターネットによる情報提供の推進を図ります。

③広報関連イベント及び学習機会の充実

広報関連イベントへの参加や学習機会の充実を図り、市民の下水道への関心・理解が高まるように努めます。

２）市民との連携

①相談窓口の充実

市民や関係者に対応する窓口を充実させ、相談しやすい環境を構築します。

②市民と連携した取組の推進

本市では、今後も下水道事業を推進していきますが、よりよく下水道を利用いただき、下水道サービスを更に向上させるため、市と市民が連携した取組を進めていきます。

5. 将来の事業環境

5-1 人口と水量の見通し

5-1-1 行政人口の見通し

本市では、まちづくりの指針として、令和4年3月に「第7次府中市総合計画」を策定し、後期基本計画（令和8～11年度）を公表する方針です。

その中では、本市の総人口の将来見通しを検討しており、下水道事業の経営戦略においても、上位計画との整合を図る観点から、後期基本計画での推計値を基に、将来の各種人口の推計を行っています。

その結果、50年後の令和56年度（2074年度）には、本市の行政人口は約21万5,000人となり、令和5年度から約4万1,000人減少する見通しです。

また本市では、少数の未接続世帯が存在していることから、下水道に接続する水洗化人口については、それを見込んだ設定としています。

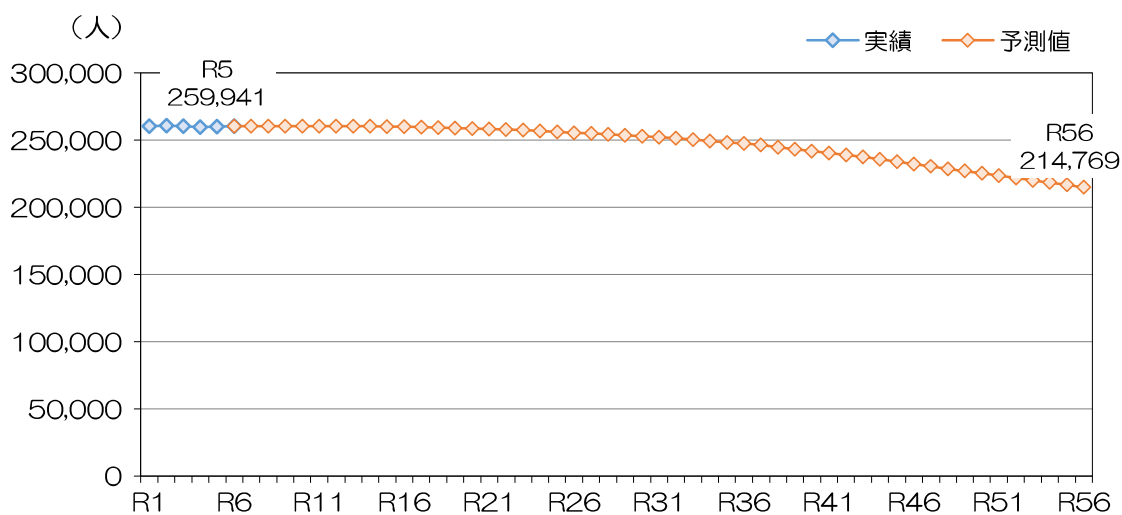


図 5-1 行政人口の見通し

5-1-2 有収水量の見通し

有収水量については、少量利用者からの排水量は水洗化人口の動向に連動する設定とし、大量排水者からの排水量は、近年の動向も鑑み、将来も固定としています。

総処理水量については、不明水等が含まれる水量の比率を実績から算定し、有収水量に乗じて算定しています。

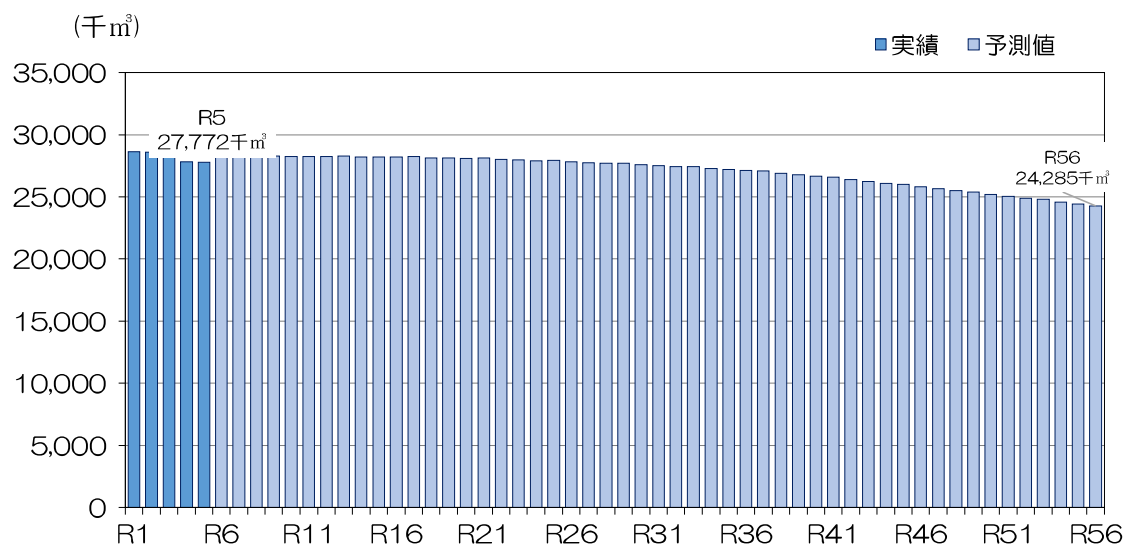


図 5-2 有収水量の見通し

5-1-3 使用料収入

使用料収入については、現行の使用料体系を維持した場合、有収水量の減少に伴い、年々減少し、50年後には約16億円と、約3億円減少する見通しです。

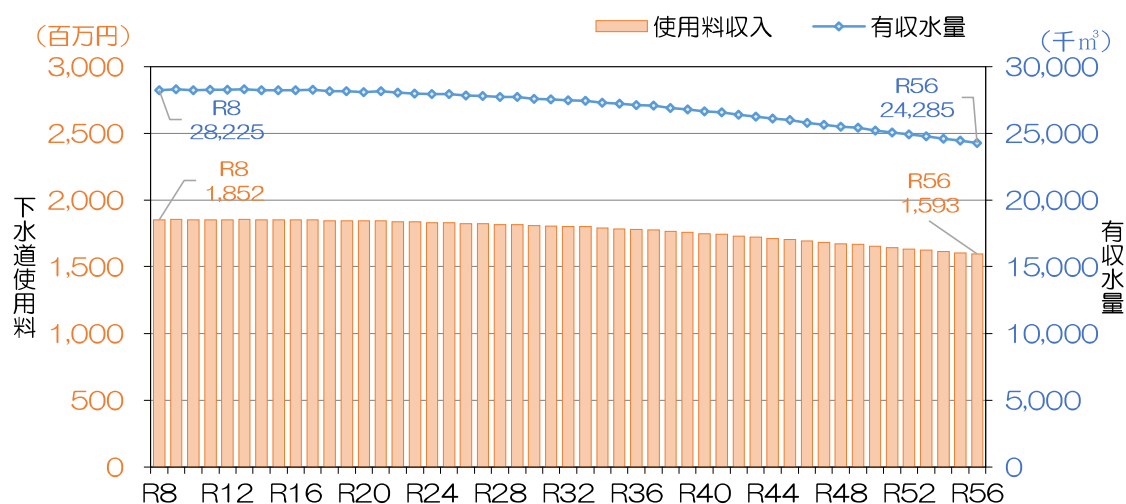


図 5-3 使用料収入の見通し

5-2 施設の見通し

5-2-1 施策の実施

(1) 老朽化対策の推進

本市の管路施設は老朽化が進んでおり、今後も下水道としての機能を維持するために、適宜改築・更新を推進することが必要となります。

本市ではストックマネジメント計画を策定し、ライフサイクルコストの適正化、事業量や事業費の平準化を図りながら事業を推進していきます。

ポンプ施設についても、機械・電気設備を中心に、劣化した施設の改築・更新を随時実施していきます。

(2) 施設の耐震化

管路施設については、耐震性能を満たしていない管路施設について、可とう化等の耐震化を実施します。

(3) 流域幹線の整備

東京都の多摩川・荒川流総計画に基づく整備に対する流域下水道建設・改良負担金を見込んでいます。

5-2-2 事業費の見通し

(1) 建設改良費

建設改良費は約17～18億円/年で推移する見通しです。建設改良費のうち、「老朽化施設の更新」が大きな割合を占めており約13億円/年を見込んでいます。次いで「広域的な視点による汚水処理」が約3～4億円見込んでいます。これは流域下水道建設負担金
が主な支出となります。

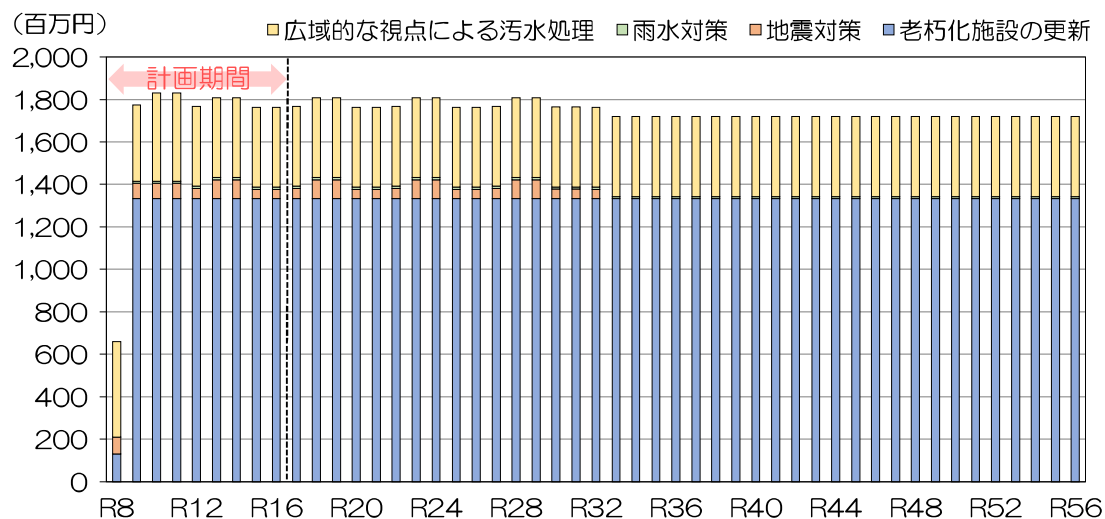


図 5-4 建設改良費の見通し

表 5-1 計画期間における概算事業費

施策名	内容	概算事業費 (R8～R17)
老朽化施設の更新	ストックマネジメント計画に基づく 管渠及びポンプ場における施設の更新	121億円
地震対策	総合地震対策計画に基づく耐震性能が 不足している施設への対策工事	7億円
雨水対策	都市下水路の改築	1億円
広域的な視点による汚水処理	流域下水道建設・改良負担金 都への工事負担金	39億円
合計		168億円

(2) 維持管理費

下水道施設の維持管理費については、令和7年度予算額を基に、物価上昇等を加味して算定しています。また、流域下水道維持管理負担金については維持管理負担金単価に処理水量を乗することにより算定していますが、今後は維持管理負担金単価が増加するため費用の増加が予想されます。

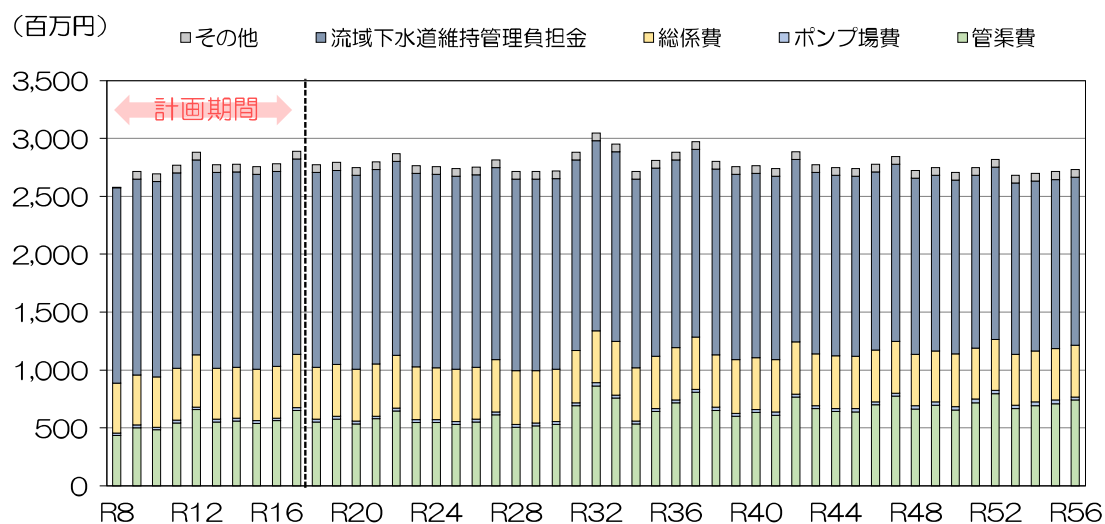


図 5-5 維持管理費の見通し

(3) 資本費

現有資産に対する減価償却費は今後減少するため、資本費は減少傾向になりますが、令和9年度より管路施設の改築事業が本格化することに伴い減価償却費及び利息は増加する見通しです。

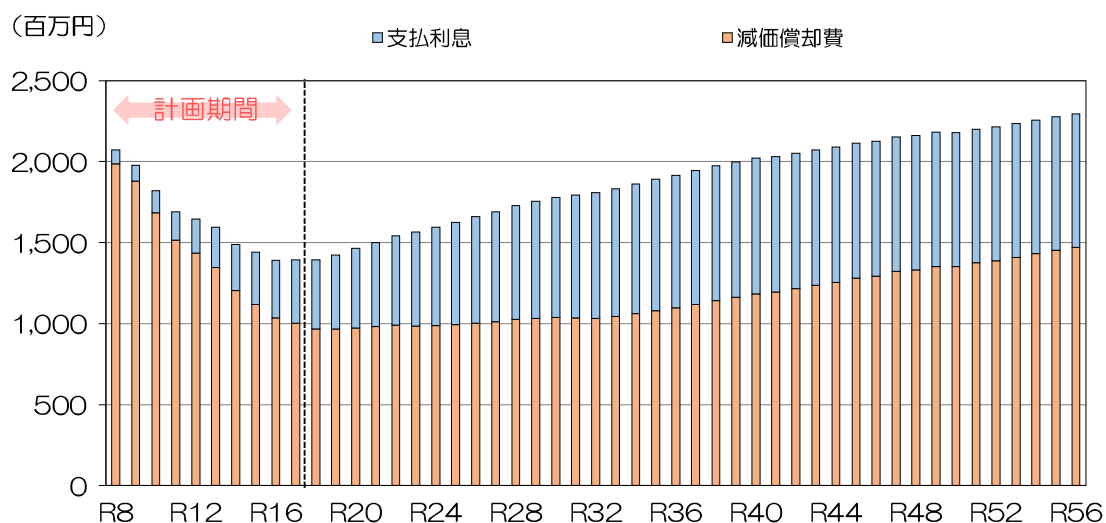


図 5-6 資本費の見通し

5-3 執行体制の見通し

今後は、老朽化対策等の様々な施策を遅滞なく実施するために、市内他部署や民間企業等とも連携をしながら、下水道事業を遂行するための組織体制の強化を図ります。

また下水道職員の減少による執行体制の弱体化に対し、国が推進する民間企業と連携し、施設の管理・更新を一体的にマネジメントする官民連携手法である『ウォーターPPP』について、積極的に導入を図ります。

6. 投資・財政計画の策定

6-1 投資・財政計画の目的

投資・財政計画は近年の社会情勢や本市下水道事業の実績・今後の予定等を考慮した収支計画のことです。今回策定する投資・財政計画は、今後実施予定である老朽化対策、地震対策、物価上昇等の財政負担を見据え、収入と支出のバランスを適切に保ち、事業運営の安定性を確保するために必要な財源の方針を設定し、経営戦略における投資・財政計画に反映することを目的としています。

6-2 投資・財政計画（現状維持）

6-2-1 収益的収支

収益的収支における損益は令和12年度まで黒字を維持しますが、その後維持管理費の増加や長期前受金戻入の減少により、赤字に転じる見通しです。

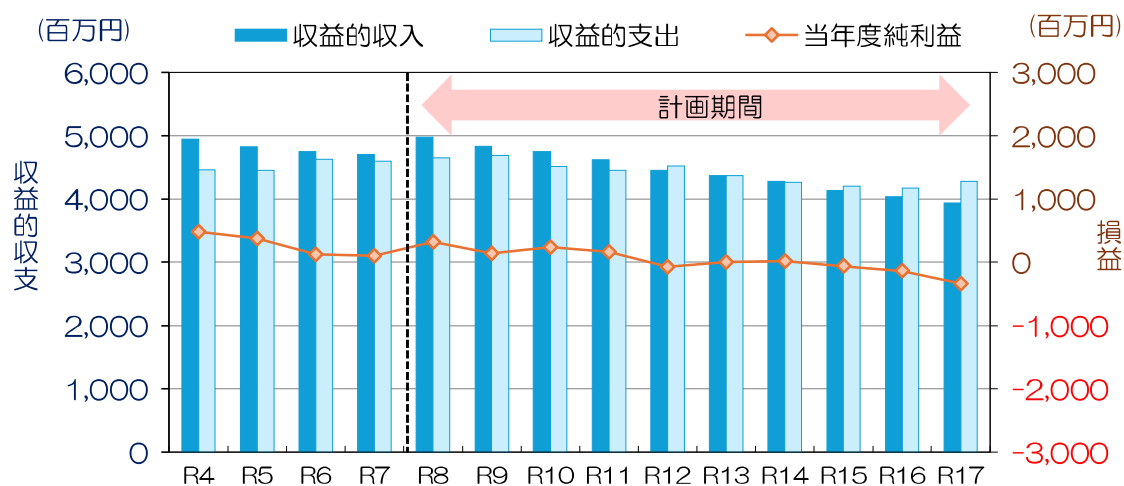


図 6-1 収益的収支（現状維持）

6-2-2 資本的収支

令和9年度より管路施設の改築が本格化することから、建設改良費が増加します。建設財源の多くは企業債で賄っており、資本的収支不足額は内部留保資金で賄います。

内部留保資金残高は令和8年度までは微増傾向にありますが、その後は横ばい傾向となります。

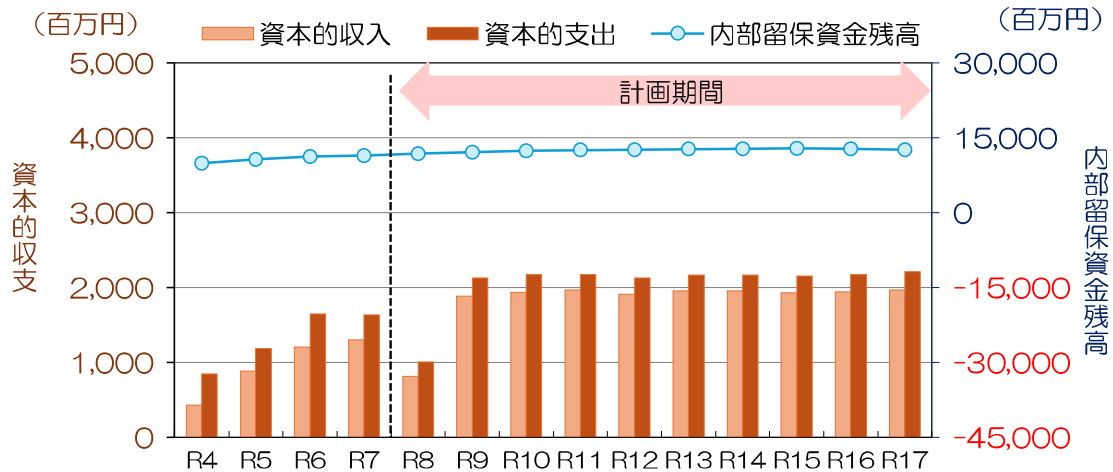


図 6-2 資本的収支（現状維持）

6-2-3 経費回収率

汚水処理費は物価上昇や流域下水道維持管理負担金等の維持管理費の増加、支払利息等の資本費の増加により今後増加することが見込まれますが、使用料収入は人口減少に伴い減少傾向となる見通しです。そのため、経費回収率は令和7年度から100%を下回り、その後、年々低下していく見通しとなりました。

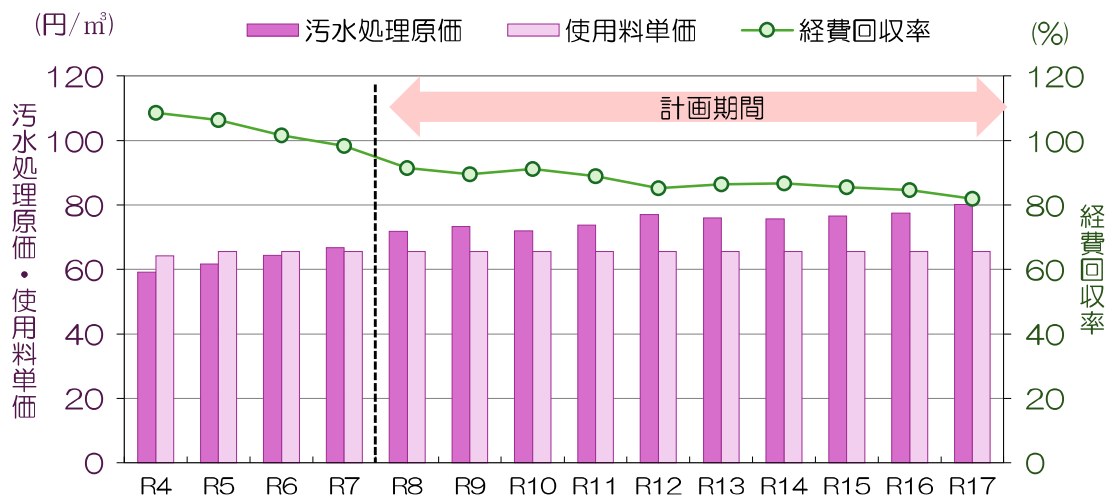


図 6-3 経費回収率（現状維持）

6-2-4 企業債残高

令和9年度以降改築事業が本格化することから、毎年度約15億円の借入が見込まれます。借入額の増加により企業債残高も増加傾向となり、令和17年度では約180億円となる見通しです。

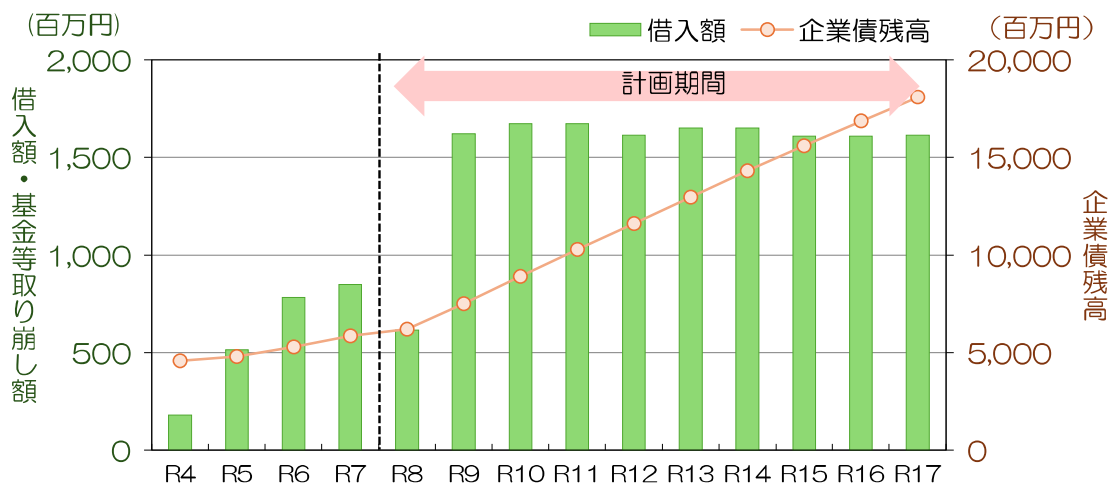


図 6-4 企業債残高（現状維持）

6-2-5 一般会計繰入金

基準内繰入金は主に雨水処理負担金や高度処理費等の公費負担分に対する繰入金であり、基準外繰入金は企業債元金償還金に対する繰入金です。将来的には減価償却費や元金償還金が増加することが想定されますが、「現状維持型」では現行の市のルールである繰入金15億円の一定額を見込んでいます。

令和8年度から基準内・基準外繰入金の算定ルールを見直すことから、基準外繰入金が増加しています。

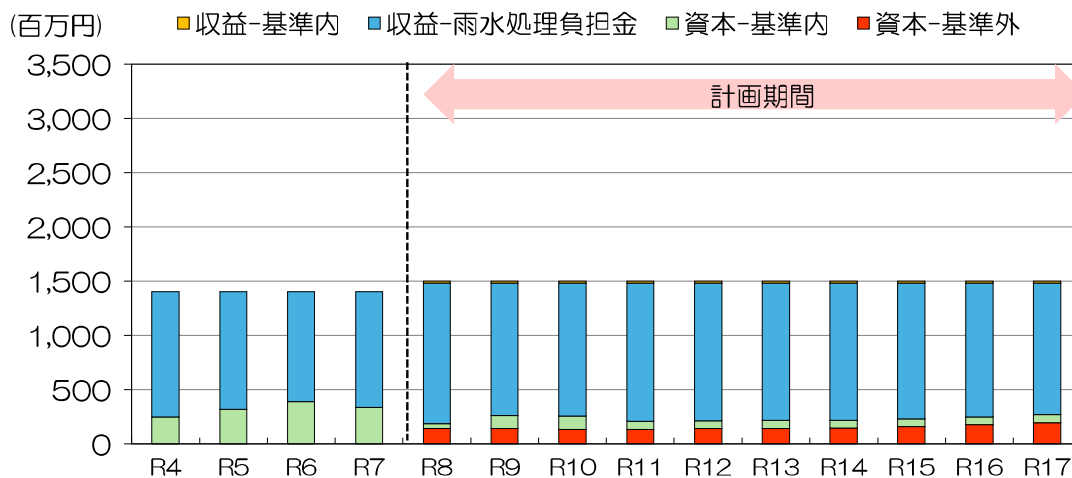


図 6-5 一般会計繰入金（現状維持）

6-2-6 経営面における課題

現状維持型の投資・財政計画により、本市下水道事業の経営面における今後の課題を次に示します。

経費回収率の悪化

経費回収率については、令和7年度以降、本来達成すべき水準である100%を下回る見込みです。経費回収率の悪化は、流域下水道維持管理負担金の増加が大きな要因です。流域下水道維持管理負担金単価は、昭和57年度以降、実質的に負担金単価を維持してきましたが、物価高騰の影響により単価を改定することが予定されており、本市では収益的支出の大きな割合を占めている流域下水道維持管理負担金の増加が、経費回収率の悪化に繋がるものと想定されます。

資金残高の不足

資金残高についても、50年後には残高が大きく不足し、事業の継続が困難となるという結果になりました。経営戦略期間内では資金残高が不足することはありませんが、本市下水道事業を安定的に持続していくためには、今後増加する建設事業費や元金償還金等に対する財源の確保が必要であると考えられます。

6-3 投資・財政計画（収支改善）

6-3-1 収支改善策

前項の課題から、以下の収支改善策を検討しました。

対策①：下水道使用料の改定

流域下水道維持管理負担金等の増加に伴い、経費回収率は本来目指すべき100%を下回り、悪化していく見通しです。適正な費用負担の観点から、速やかに改善することが必要であり、以下の改定を見込むことにより計画期間において経費回収率100%を達成することができる見通しです。

表 6-1 下水道使用料改定の概要

改定次期	改定率
令和8年度	19.6%

対策②：基金・積立金の取り崩し

本市ではこれまでに将来の改築事業費に備え「府中市下水道施設改築基金」を積み立ててきました。また、令和2年度から公営企業会計に移行してからは、基金と平行して「積立金」を積み立ててきました。これらの残高は令和5年度時点で約108億円になります。今後は令和9年度より本格化する管路施設の改築に充当するため、企業債の増加が見込まれることから、企業債の起債額の抑制を目的に基金や積立金の取り崩しを行うものとししました。管路施設の改築が本格化する令和9年度以降、企業債の起債額は毎年度12億円から13億円で推移する見通しであり、起債額を半減させることを想定し、毎年度6億円ずつ、基金や積立金を取り崩す方針です。

対策③：一般会計繰入金の見直し

現在は年当たり15億円を上限としていますが、改築事業の本格化に伴い、従前の設定では財源が不足することが想定されています。今後は、総務省の「繰出基準」に基づく額を繰り入れます。

上記の対策を盛り込んだ投資・財政計画（収支改善）を次頁に取りまとめます。

6-3-2 収益的収支

下水道使用料の改定や一般会計繰入金の設定を見直したことで必要経費分の繰入が可能となり、損益は黒字を維持することができる見通しです。

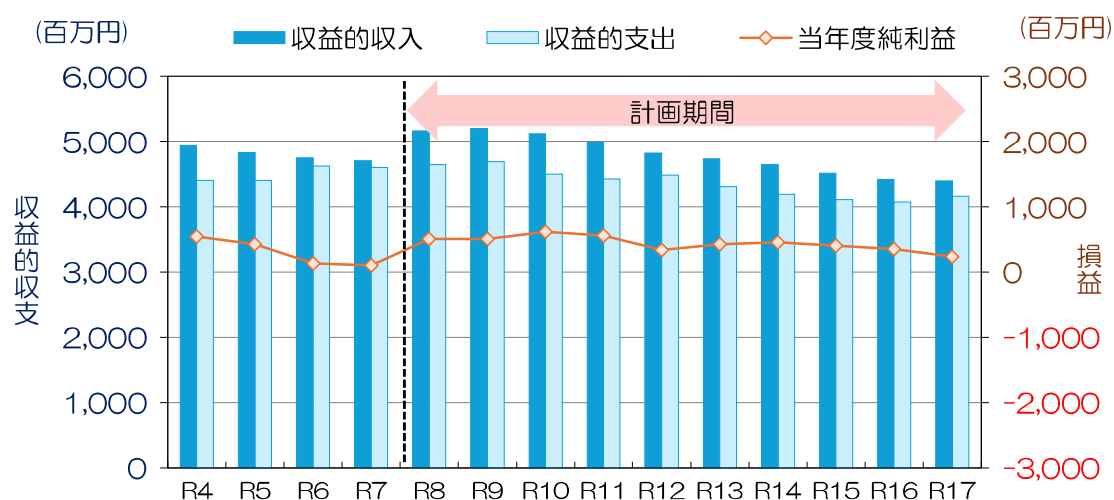


図 6-6 収益的収支（収支改善）

6-3-3 資本的収支

企業債の借入額が抑制されたことにより、資本的収入が減少しました。資本的収入の減少分は基金及び積立金である内部留保資金を活用し補填するため、現状維持の投資・財政計画に比べ内部留保資金残高は減少傾向にあります。

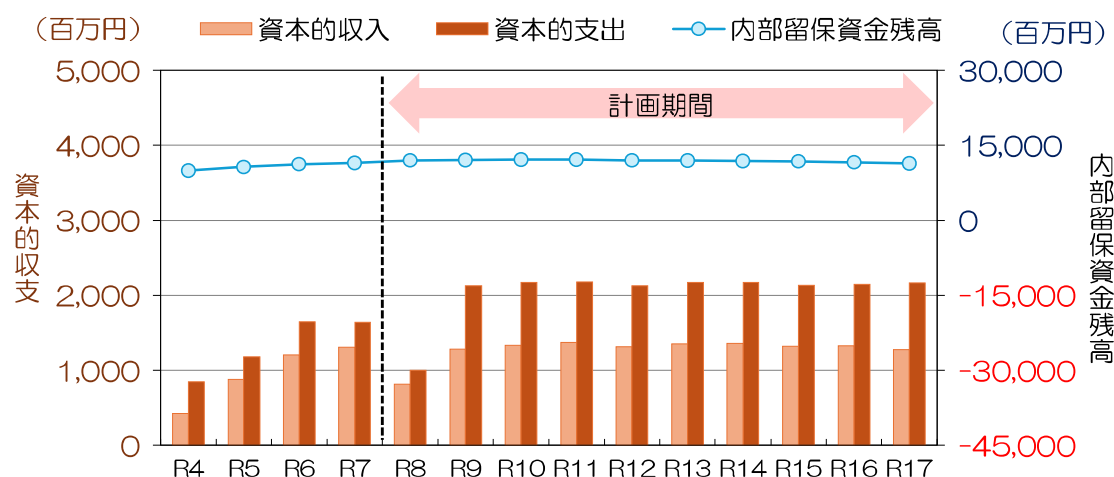


図 6-7 資本的収支（収支改善）

6-3-4 経費回収率

令和8年度に下水道使用料の改定を行うことで、経費回収率は100%以上を維持することができる見通しです。

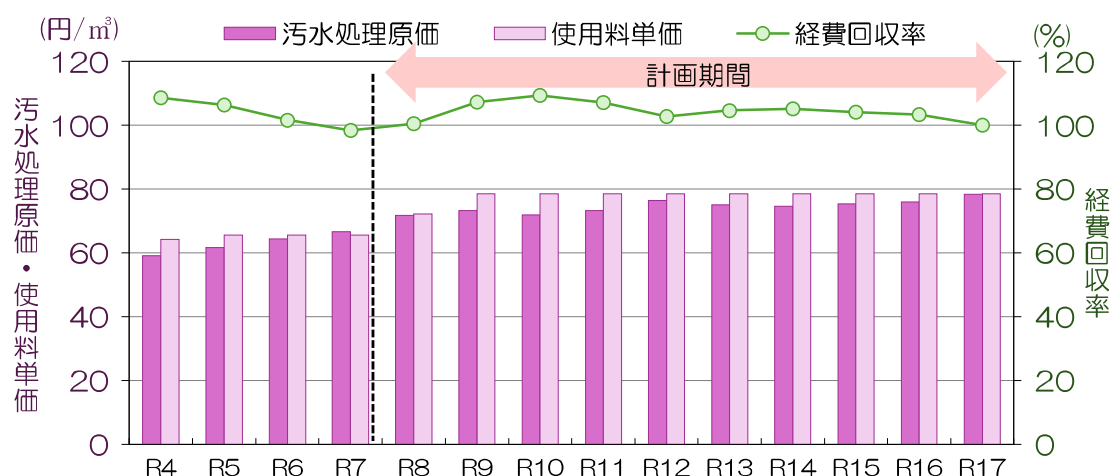


図 6-8 経費回収率（収支改善）

6-3-5 企業債残高

今後の建設事業費の財源は企業債が大きな割合を占めているため、将来世代への負担が大きくなることが予測されます。また、多額の企業債は支払利息が増加し、経営面への負担も増加するため、経営改善に向けて基金及び積立金を取り崩すことで企業債の借入額を抑制する方針としました。

企業債の取り崩しについては、令和9年度より管渠の改築事業が本格化することから、その財源として6億円/年取り崩す方針としました。これにより計画期間内において、企業債借入額を54億円削減することができる見通しです。

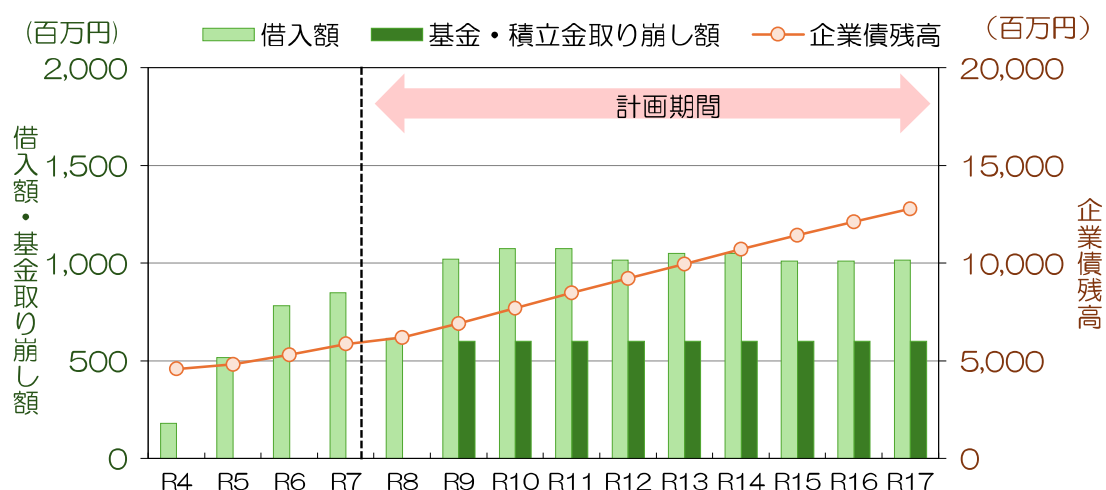


図 6-9 企業債残高（収支改善）

6-3-6 一般会計繰入金

収支改善策より総務省の「繰出基準」に基づく額を繰り入れますが、当面は現行と同規模の繰入額を維持することができる見通しです。

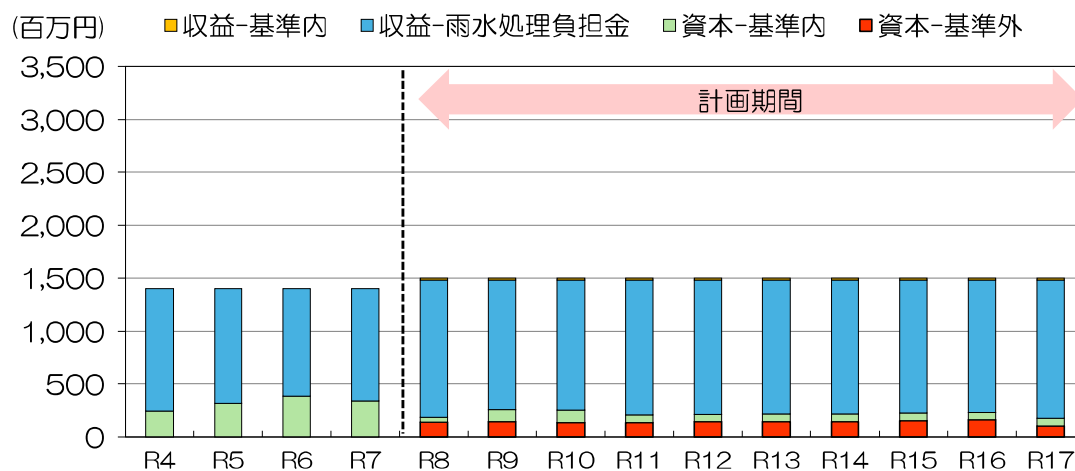


図 6-10 一般会計繰入金（収支改善）

(単位：千円・税抜、%)

区分	年度	年度													
		令和6年度 (予 算)	令和7年度 (予 算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度		
1. 営業収益	(A) 収入	2,868,782	2,919,023	3,336,762	3,446,726	3,446,833	3,495,024	3,490,622	3,490,701	3,483,823	3,476,140	3,468,061	3,528,461		
	(B) 受託工事収益	1,849,065	1,845,483	2,035,024	2,220,961	2,216,537	2,217,697	2,217,417	2,221,283	2,215,426	2,214,430	2,213,434	2,217,282		
	(C) 雨水処理負担金	909	6,610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(D) 雨水処理負担金の他	1,013,574	1,061,554	1,296,362	1,220,389	1,224,920	1,272,674	1,267,829	1,264,042	1,263,021	1,256,334	1,249,251	1,305,803		
2. 営業外収益	(E) 受託工事収益	5,234	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376		
	(F) 受託工事収益の他	1,884,571	1,784,251	1,800,684	1,731,801	1,646,269	1,468,219	1,309,302	1,226,001	1,143,015	1,013,862	932,775	849,996		
	(G) 補助金	30,000	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(H) 補助金の他	30,000	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3. 経常収益	(I) 長期前受金収入	1,847,138	1,766,158	1,800,585	1,731,702	1,646,170	1,468,120	1,309,203	1,225,902	1,142,916	1,013,763	932,676	849,897		
	(J) 収入の他	7,433	3,093	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99		
	(K) 営業費用	4,753,353	4,703,274	5,137,446	5,178,527	5,093,102	4,963,243	4,799,924	4,716,702	4,626,838	4,490,002	4,400,836	4,378,457		
	(L) 職員給与費用	2,398,719	2,457,439	2,572,078	2,648,812	2,627,220	2,700,642	2,815,568	2,707,390	2,711,014	2,690,941	2,715,540	2,820,755		
4. 経常支出	(M) 退職給付費用	142,933	151,125	154,907	158,685	162,463	166,241	170,018	171,531	173,041	174,553	176,062	177,574		
	(N) 退職給付費用の他	60,103	63,763	65,358	66,952	68,546	70,140	71,734	72,372	73,009	73,647	74,284	74,922		
	(O) 経常費用	82,830	87,362	89,549	91,733	93,917	96,101	98,284	99,159	100,032	100,906	101,778	102,652		
	(P) 経常費用の他	2,255,786	2,306,314	2,417,171	2,490,127	2,464,757	2,534,401	2,645,550	2,535,859	2,537,973	2,516,388	2,539,478	2,643,181		
5. 特別損益	(Q) 特別損益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(R) 特別損益の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(S) 特別損益の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(T) 特別損益の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6. 経常利益	(U) 経常利益	2,398,719	2,457,439	2,572,078	2,648,812	2,627,220	2,700,642	2,815,568	2,707,390	2,711,014	2,690,941	2,715,540	2,820,755		
	(V) 経常利益の他	2,354,634	2,245,835	2,565,368	2,529,715	2,465,882	2,262,601	1,984,356	2,009,312	1,915,824	1,799,061	1,685,296	1,557,702		
	(W) 経常利益の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(X) 経常利益の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
7. 流動資産	(Y) 流動資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(Z) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AA) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AB) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
8. 流動負債	(AC) 流動負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AD) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AE) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AF) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
9. 流動資産	(AG) 流動資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AH) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AI) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AJ) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
10. 流動負債	(AK) 流動負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AL) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AM) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AN) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
11. 流動資産	(AO) 流動資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AP) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AQ) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AR) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
12. 流動負債	(AS) 流動負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AT) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AU) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AV) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
13. 流動資産	(AW) 流動資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AX) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AY) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(AZ) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
14. 流動負債	(BA) 流動負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BB) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BC) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BD) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
15. 流動資産	(BE) 流動資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BF) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BG) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BH) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
16. 流動負債	(BI) 流動負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BJ) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BK) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BL) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
17. 流動資産	(BM) 流動資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BN) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BO) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BP) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
18. 流動負債	(BQ) 流動負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BR) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BS) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BT) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
19. 流動資産	(BU) 流動資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BV) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BW) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BX) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
20. 流動負債	(BY) 流動負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(BZ) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CA) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CB) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
21. 流動資産	(CC) 流動資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CD) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CE) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CF) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
22. 流動負債	(CG) 流動負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CH) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CI) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CJ) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
23. 流動資産	(CK) 流動資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CL) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CM) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CN) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
24. 流動負債	(CO) 流動負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CP) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CQ) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CR) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
25. 流動資産	(CS) 流動資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CT) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CU) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CV) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
26. 流動負債	(CW) 流動負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CX) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CY) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CZ) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
27. 流動資産	(CA) 流動資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CB) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CC) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CD) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
28. 流動負債	(CE) 流動負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CF) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CG) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CH) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
29. 流動資産	(CI) 流動資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CJ) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CK) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CL) 流動資産の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
30. 流動負債	(CM) 流動負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CN) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CO) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(CP) 流動負債の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

(単位：千円・税込)

区 分		令和6年度 (予 算)	令和7年度 (予 測)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的収入	1. 企業基本費平準化債 うち資本費平準化債	783,500	849,000	616,866	1,021,037	1,074,321	1,073,418	1,014,637	1,050,777	1,050,777	1,010,120	1,010,120	1,014,637
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	0	0	138,916	141,855	135,480	135,733	141,539	144,197	144,929	152,273	159,068	102,120
	4. 他会計負担金	386,426	338,446	44,788	117,822	119,666	71,659	70,698	71,827	72,116	71,459	71,747	72,143
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	34,045	115,250	12,157	4,469	4,469	85,587	84,173	86,633	86,633	83,865	83,865	84,173
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他												
資本的支出	計 (A)	1,204,271	1,302,996	812,727	1,285,183	1,333,936	1,366,397	1,311,047	1,353,434	1,354,455	1,317,717	1,324,800	1,273,073
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
	1. 建設改良費	1,204,271	1,302,996	812,727	1,285,183	1,333,936	1,366,397	1,311,047	1,353,434	1,354,455	1,317,717	1,324,800	1,273,073
	2. 設備買給と費	1,041,127	1,265,247	712,841	1,829,667	1,887,069	1,887,381	1,825,695	1,866,218	1,866,744	1,822,269	1,822,794	1,828,320
	うち企業債償還金	420,48	398,47	40,843	41,839	42,836	43,832	44,828	45,226	45,625	46,023	46,422	46,820
	3. 固定資産購入費	292,934	289,884	288,445	294,710	283,823	286,293	297,775	299,738	298,888	309,235	317,820	335,437
	4. 基金造成費	11,712	30,355	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	5. その他	300,000	500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	1,645,773	1,635,486	1,003,086	2,126,177	2,172,492	2,175,474	2,125,270	2,167,756	2,167,432	2,133,304	2,142,414	2,165,557
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	441,502	332,490	190,359	840,994	838,556	809,077	814,223	814,322	812,977	815,587	817,614	892,484
	1. 損益勘定留保資金	384,141	256,080	130,568	85,614	78,126	51,628	62,166	58,908	57,541	63,883	65,888	140,320
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事費金												
	4. その他	57,461	76,510	59,791	755,380	760,430	757,449	752,057	755,414	755,436	751,704	751,726	752,164
	(F)	441,602	332,590	190,359	840,994	838,556	809,077	814,223	814,322	812,977	815,587	817,614	892,484
	補填財源不足額 (E)-(F)	△ 100	△ 100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計借入金残高 (G)												
	企業債残高 (H)	5,305,439	5,864,555	6,192,976	6,919,303	7,710,001	8,497,126	9,213,988	9,965,027	10,716,916	11,417,801	12,110,101	12,789,301

〇他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		令和6年度 (予 算)	令和7年度 (予 測)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	1,013,574	1,061,554	1,316,296	1,240,323	1,244,854	1,292,608	1,287,763	1,283,976	1,282,955	1,276,268	1,269,185	1,325,737
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収支分	386,426	338,446	183,704	259,677	255,146	207,392	212,237	216,024	217,045	223,732	230,815	174,263
資本的収支分	うち基準内繰入金	386,426	338,446	44,788	117,822	119,666	71,659	70,698	71,827	72,116	71,459	71,747	72,143
	うち基準外繰入金	0	0	138,916	141,855	135,480	135,733	141,539	144,197	144,929	152,273	159,068	102,120
	合計	1,400,000	1,400,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000

6-4 投資・財政計画に未反映の取り組み

投資・財政計画に未反映の取り組みについて、次のとおりに整理します。

●今後の投資についての考え方

項目	内容
広域化・共同化・最適化に関する事項	・維持管理や事業運営等について、都や周辺市との連携の可能性を検討していきます。 ・大規模事故や災害等に備えたりダンダンシー(冗長性)の確保について、都等との連携を検討します。
投資の平準化に関する事項	・ストックマネジメント計画に基づき保有施設全体を対象に長期的な視点で改築・修繕を一体的に管理することで、単純改築と比較して事業費の平準化を図ります。 ・取付管設置工事では道路事業と共同で実施することで、事務手続き及び工事の効率化を図りコスト縮減に努めます。
民間活力の活用に関する事項	・新たな官民連携方式であるウォーターPPPについて、速やかな導入に向けて。

●今後の財源についての考え方・検討状況

項目	内容
使用料の見直しに関する事項	・5年に1回の経営戦略見直しに合わせて、本市下水道事業の経営状況や社会情勢等を踏まえながら、下水道使用料の改定について検討を行います。
資産活用による収入増加の取り組みについて	・これまでに積み立てた基金を運用することで、利息収入を確保し収入増加を図ります。
その他	・企業債残高の規模等、今後の建設財源の適正な在り方について検討を進めていきます。

●投資以外の経費についての考え方

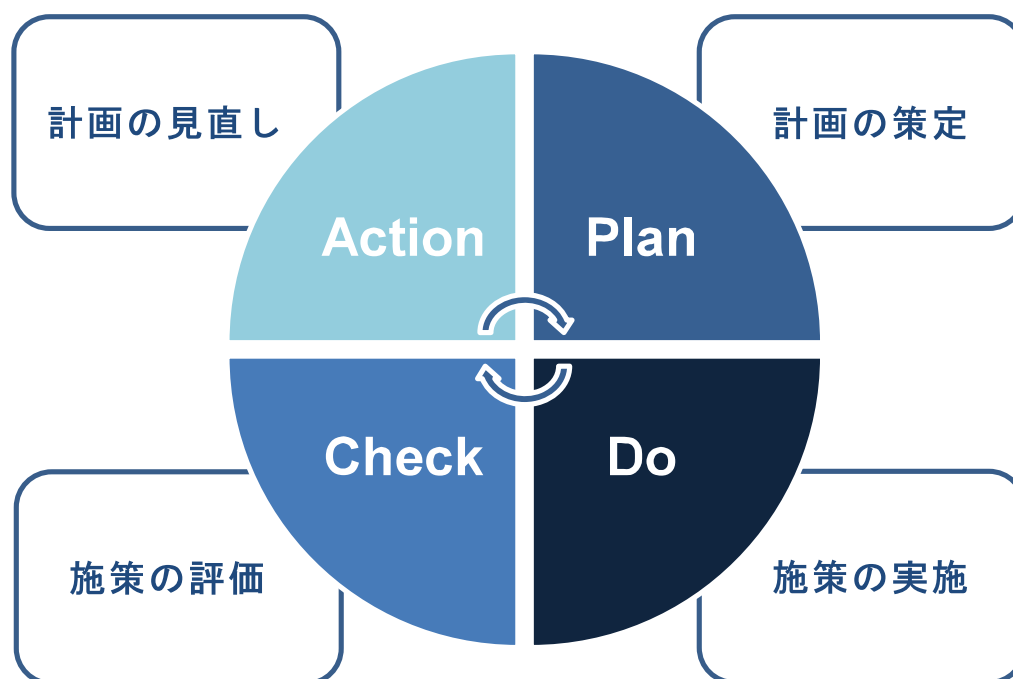
項目	内容
民間活力の活用に関する事項	本市ではウォーターPPPの導入可能性検討を令和7年度より実施しています。今後は導入による効果を検証し、本市にとって最適なスキームを検討します。
職員給与費に関する事項	今後は管路施設の老朽化対策が本格化し、改築需要が多くなることが予想されるため、人員の適正化、執行体制の確保を図ります。
修繕費に関する事項	- ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕を実施することで、予防保全型維持管理を図ることでライフサイクルコストを低減します。 - 本市は人口が微増傾向にあり、開発に伴う新設管を布設していますが、劣化が進行し機能していない管渠やほとんど使用されていない管渠などは撤去する等、資産を適切に管理することで維持管理費の削減を図ります。
委託費に関する事項	委託業務に応じて、ウォーターPPPに包含することを検討し、スケールメリットと民間のノウハウの活用により費用の削減を図ります。

7. 事後検証、改定等に関する事項

(1) 経営戦略の見直しについて

経営戦略は、計画を策定したことをもって終わりというのではなく、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年ごとに見直し（ローリング）を行い、PDCAサイクルを働かせることが必要とされています。

本市においても、毎年度、投資・財政計画の計画値と実績の乖離を検証し、将来予測方法や収支ギャップの解消に向けた取り組み等を精査し、5年に1度、計画見直しを実施する方針とします。



(2) 下水道使用料改定について

本計画では、経費回収率100%の達成を目標とした下水道使用料の改定を見込んでいます。改定により、計画期間（令和8年度～令和17年度）において経費回収率100%を達成する見通しですが、下水道使用料改定では5年に1度の改定が望ましいとされているため、財政状況の検証に基づき5年ごとに下水道使用料の改定の必要性を検討します。

8. 経費回収率向上に向けたロードマップ

8-1 数値目標とロードマップ設定の経緯

国土交通省より、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（令和2年3月31日 国水事第56号）が発出されました。同通知に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを設定します。

8-2 数値目標の設定

経営改善に向けて設定する数値目標は以下のとおりです。

この数値目標を目安として、実績と比較し、乖離している場合にはその要因を検証し、次期経営戦略に反映します。

表 8-1 数値目標の設定

項目	令和7年度 (現況)	令和12年度	令和17年度 (経営戦略・ 最終年度)
①経費回収率	98.7%	102%以上	100%以上

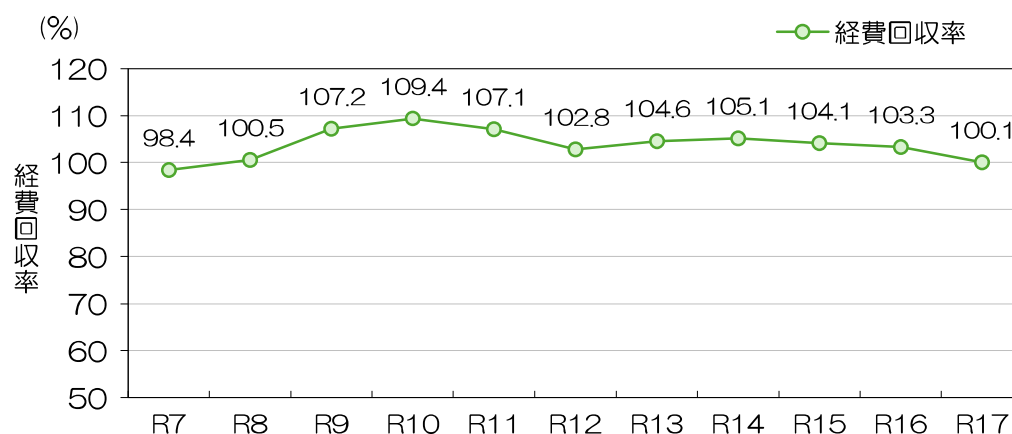


図 8-1 経費回収率の見通し

8-3 経営健全化に向けたロードマップ

経営健全化に向けたロードマップとは経営戦略で位置付けた経営健全化に向けた各種取り組みの具体的な実施スケジュールについて位置付けるものです。

本市下水道事業の経営健全化に向けたロードマップは表 8-2のとおりです。

表 8-2 経営健全化に向けたロードマップ

年度 項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営戦略	検証	改定			検証		改定			検証	
各種コスト縮減	適宜検討（業務効率化等）										
下水道使用料	協議会による検証	改定					検証				